

小美玉市 生涯学習推進計画

改定版

〔令和5年度 ▶ 令和9年度〕

市民に寄り添う、
市民がふれあう、
市民の心が豊かになる
生涯学習



ごあいさつ

本市では、平成30年に「小美玉市生涯学習推進計画」を策定し、この5年間、市民の皆様のご支援・ご協力をいただきながら、誰もが生涯学習、文化・芸術活動に参加できる環境づくりに取り組んでまいりました。



この間、市民ニーズは多様化し、人口減少や少子高齢化の進行、情報技術の急速な発展、新たな感染症の流行など、私たちを取り巻く生活環境は大きな変化に直面しました。

そのような中、「人生100年時代」に向けて、誰もが生涯にわたって、いつでも自由に学ぶことができる生涯学習社会の実現が求められています。また、持続可能な開発目標であるSDGsには、「質の高い教育をみんなに」という目標が掲げられており、生涯学習におけるSDGsへの取り組みを充実させていく必要があります。そのため、これからの社会情勢を踏まえつつ、誰もがその生涯を通じて主体的に学び、成長する機会を提供するため、生涯学習の環境づくりは、今後さらに重要性を増していくものと考えます。

今まで取り組んできた4つの基本方針と14の施策体系に関して、現状と課題を評価検証し、本計画の最終年度である令和9年度に向けて各取り組みについて見直しを行いました。

本計画の基本理念である「市民に寄り添う、市民がふれあう、市民の心が豊かになる 生涯学習」の実現に向けて、市民と行政、関係機関との協力のもと、生涯学習のための各種施策を着実に推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたりまして、市民の皆様をはじめ、関係諸団体の方々から多くのご意見やご提言をいただきましたことに対して心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

小美玉市長 島田 幸三

小美玉市生涯学習推進計画(改定版) 目次

第1章 策定方針

1 計画策定の目的	2
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の策定体制	3
5 計画策定にあたっての基本的考え方	4
6 計画とSDGsの関係	4

第2章 生涯学習を取り巻く概況

1 生涯学習社会、文化芸術政策をめぐる動き	6
2 小美玉市の生涯学習の現状と取組課題の整理	9

第3章 計画の基本方針

1 基本理念	16
2 基本方針	17
3 施策の体系	18

第4章 基本施策と基本方向

基本方針Ⅰ 生涯学習社会の実現	20
基本方針Ⅱ 知識の醸成と価値創造の場の充実	41
基本方針Ⅲ 次代を担う青少年の健全育成	49
基本方針Ⅳ 文化芸術の創造・発信	61

第5章 計画の推進

1 推進体制	78
2 協働による計画の推進	78
3 進行管理	78

資料編

1 策定経緯	80
2 小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会	82
3 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	86
4 諮問書	88
5 答申書	88
6 参考資料	89

※本計画の表記では、基本的に「障がい」「子ども」を使用します。例外として固有名詞で使用している場合は、「障害」「子供」の表記としています。

※本計画に関連する法令・条例等の改正があった場合は、改正後の条項に読み替えるものとします。

.....

◆ 第 1 章 策定方針

.....

Four small, light gray squares are scattered on the page. One is located above the dotted line, and three are located below it, arranged in a loose, descending pattern from right to left.

1 計画策定の目的

「小美玉市生涯学習推進計画」は、生涯学習の振興を図り推進体制を整備するための基本的な計画であり、「小美玉市総合計画」や「小美玉市教育大綱」と整合を図りつつ、本市の生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

なお、平成30年3月に連携して策定した「小美玉市教育振興基本計画」、「小美玉市生涯学習推進計画」、「小美玉市スポーツ推進計画」の3つの計画のうち、「小美玉市教育振興基本計画」が計画期間の中間年度をむかえることから、この間の社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、改定を行いました。また、「小美玉市生涯学習推進計画」、「小美玉市スポーツ推進計画」においても「小美玉市教育振興基本計画(改定版)」の策定に合わせ、必要に応じて見直しを図りました。

2 計画の期間

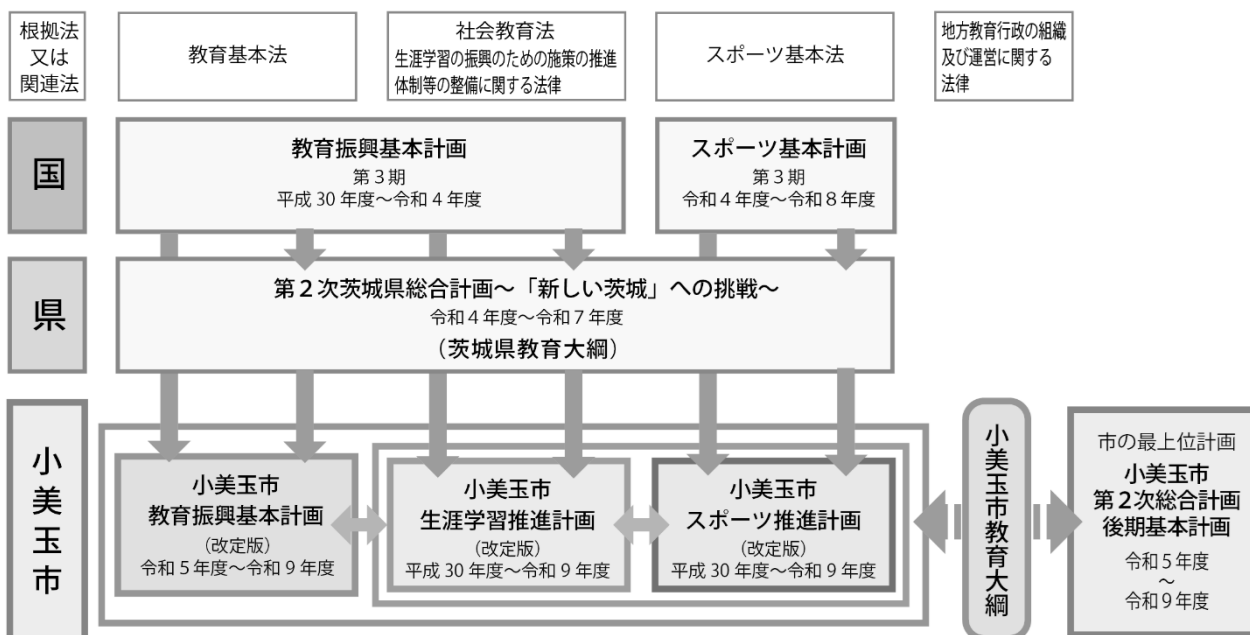
「小美玉市生涯学習推進計画」は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としていますが、必要に応じて見直しを図るものとしていることから、「小美玉市教育振興基本計画」の改定に合わせ、改定を行いました。

	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小美玉市生涯学習推進計画	▶ 計画期間 (10年間)									

*教育振興基本計画の見直し等に合わせ、必要に応じて見直しを図る

3 計画の位置付け

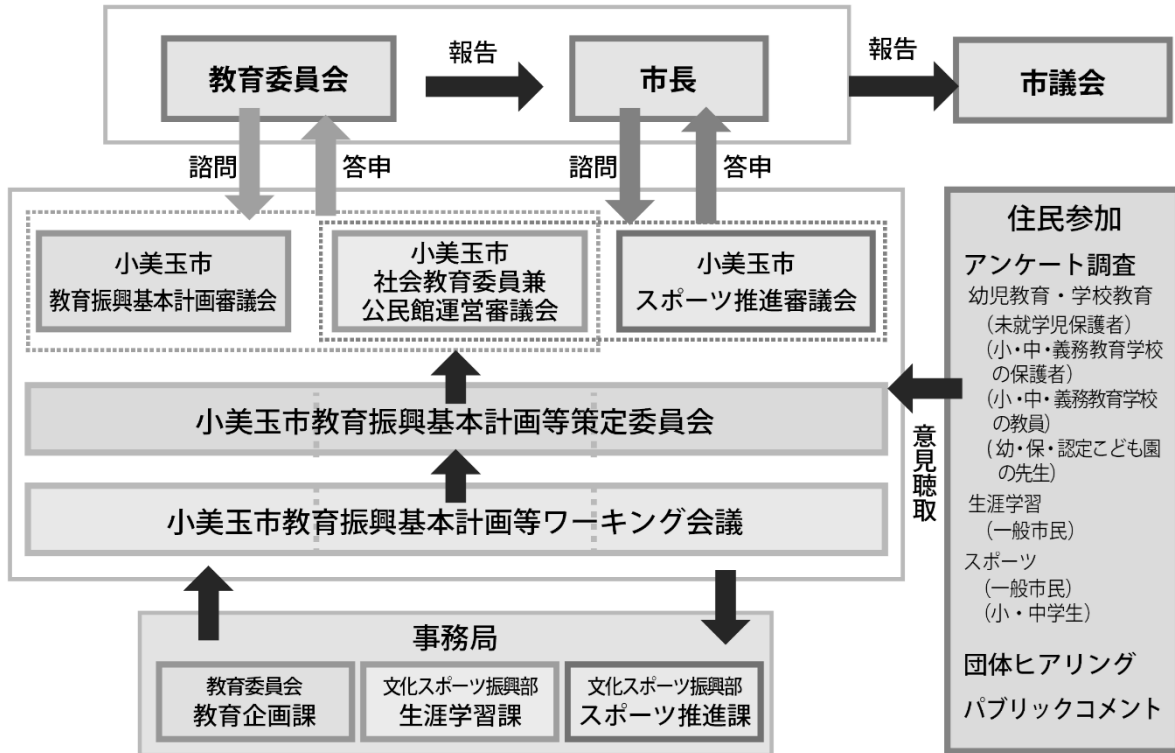
「小美玉市生涯学習推進計画(改定版)」は、国の方向性及び「茨城県教育大綱」の内容を踏まえ、「小美玉市第2次総合計画 後期基本計画」及び「小美玉市教育大綱」と整合を図りました。



4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、教育長と関係部長で構成する「小美玉市教育振興基本計画等策定委員会」及び関係各課職員で構成する「小美玉市教育振興基本計画等ワーキング会議」により市内の調整を図り、審議会において審議を進めました。

また、住民参加としてアンケート調査、団体ヒアリング、パブリックコメントを実施し、意見を聴取して本計画へ反映させました。



5 計画策定にあたっての基本的考え方

- 本市の生涯学習の推進に係る具体的な施策・事業を示す計画として策定します。
- 「第3期教育振興基本計画(文部科学省)」及び「中央教育審議会生涯学習分科会」などにおける議論の整理、「茨城県教育大綱」及び県の生涯学習施策の方針を参酌した計画とします。
- 本市の生涯学習の現状、本市を取り巻く社会情勢、市民ニーズを反映し、本市の実情に合わせた計画とします。
- Society5.0に向けたこれからの生涯学習・社会教育の在り方を検討し、デジタル化をソフト・ハード両面で取り入れる計画とします。
- 生涯学習におけるSDGsへの取組を計画に盛り込みます。
- 計画期間10か年の中間年の見直しであることを踏まえ、教育振興基本計画の部門別計画としての性格を踏襲しつつ、基本的な理念や計画の体系については継続するものとします。
- 計画の見直しにあたっては、平成30年3月策定の計画を補完する形で、生涯学習に関する背景や課題、施策等の修正及び追記を行うものとします。そのため、本計画に掲載する「市民アンケート」及び「ヒアリング」は、平成28年度に実施したものと なっています。なお、見直しにあたり、新たに実施した令和3年度市民アンケート、令和4年度ヒアリングについては、各実施年度を記載しています。

6 計画とSDGsの関係

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とした国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められており、本市においても、SDGsに積極的に取り組んでいるところです。

本計画においては、施策体系の大きな柱である基本方針とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて生涯学習施策を推進していきます。

■本計画が目指すべき主なゴール





第2章 生涯学習を取り巻く概況



1 生涯学習社会、文化芸術政策をめぐる動き

(1)生涯を通じた学習の支援

「人生 100 年時代」、「超スマート社会(Society 5.0)*1」、「新型コロナウイルス感染症への対応」など、社会が劇的に変化する中、それぞれのキャリアや学びのニーズに応じ、仕事や生活に必要な知識や技術を生涯を通じて身に付けることが求められています。文部科学省では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。

◎社会人の学び直しの推進

社会の変化の激しい今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要です。また、出産や子育て等、女性のライフステージに対応した活躍支援や、若者の活躍促進等の観点からも、社会人の学び直し(リカレント教育)の推進がより一層求められています。

◎障がい者の生涯を通じた学習の支援

障がいの有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現とともに、障がいのある人が生涯にわたり自らの可能性を追求でき、地域の一員として豊かな人生を送ることができる環境を整えていくことが求められています。

◎多様な学習機会の提供

多様な学習機会を提供するため、BS 放送(テレビ・ラジオ)やインターネット等を利用した放送大学の充実・整備や、大学・専修学校等での公開講座やセミナー、社会づくりや地域づくりの重要な担い手となる民間団体と行政の協働による取組の活性化、官民ネットワークの形成支援などが行われています。

(2)読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成 30 年 4 月 20 日閣議決定)を踏まえ、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、学校や地域における読書活動を推進しているところです。地域における読書活動の推進では、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めています。

なお、本市では令和3年度に「小美玉市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

*1 超スマート社会(Society 5.0):サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。

(3)社会教育の振興

中央教育審議会は、文部科学大臣からの諮問を受け、平成30年12月に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」について、第1部では、社会教育の意義・果たすべき役割を「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」として明確にした上で、新たな社会教育の方向性を示し、これを踏まえた具体的方策として、学びへの参加のきっかけづくりの推進、多様な主体との連携・協働の推進、多様な人材の幅広い活用等テーマ別に整理しています。第2部では、今後の公民館等社会教育施設に求められる役割を整理しています。

また、上記答申を受け、第10期生涯学習分科会では、令和2年9月に「多様な主体の協働と ICT の活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」として、新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりや充実に向け議論が進められ、以下の3つの基本的な考え方を示しています。

◎新しい時代の学びの在り方

・多様な世代の人とつながり学び合うことによる共生社会の実現、新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面の学び」の組み合わせによる豊かな学びなど。

◎「命を守る」生涯学習・社会教育

・自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、若者から高齢者、外国人も含めた、「命を守る」ための防災等の知識の学びあいの機会の充実。

◎学びを通じた地域づくり

・世代や地域の格差、経済的文化的格差等によって、必要な「学び」の機会が失われることがないよう、学びの活動をコーディネートする中核となる人材の重要性や、ICTなどを活用した学びの可能性。

(4)家庭教育支援の推進

共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化するとともに、児童虐待や不登校など子どもの育ちをめぐる課題も懸念されています。こうした中、子育てに関する様々な悩みや不安を抱えつつ、地域社会から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭も多くなっています。

文部科学省では、身近な地域で保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制の整備や基本的な生活習慣づくりを推進しています。

(5)青少年の健やかな成長

平成25年1月に中央教育審議会から答申された「今後の青少年の体験活動の推進について」においては、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで人づくりの「原点」である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されています。

文部科学省は、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及啓発を行うとともに学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。

また、近年では、スマートフォンの普及によりインターネット接続が容易になり、青少年の生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が深刻な問題となっていることから、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」などに基づき、地域・民間団体・関係府省庁等が連携して、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進し、有害情報から青少年を守る取組を進めています。

(6)文化芸術振興

我が国は、世界に誇るべき有形・無形の文化財を有し、地域に根付いた祭りや踊りなどの伝統文化があります。また多様な文化芸術活動が行われると同時に、日常においても稽古事や趣味などを通して様々な文化芸術体験が盛んに行われてきました。

他方では、少子高齢化やグローバル化の進展、情報通信技術の進展などの急激な社会変化によって、人材や活動の場の確保等、文化芸術を支えてきた基盤がぜい弱化し、特に、分野によっては、後継者育成や適切な専門的人材の確保等が困難となっています。

令和3年に実施された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」)は、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示し、これ以降の遺産(レガシー)が全国各地で創出されることを意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題となっています。

国においては、平成13年「文化芸術振興基本法」を制定し、平成29年には初めての改正がなされました。新しい文化芸術基本法では、文化芸術自体が固有の意義と価値を有するという基本法の精神を前提とした上で、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を基本法の範囲に取り込むとともに、平成30年に第1期基本計画(平成30年3月6日閣議決定)が策定されたところです。

■「文化芸術推進基本計画」－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－(第1期)の概要

- 対象期間 平成30年度～平成34年度
- 中長期的な視点からの四つの目標(「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」)を明示
 - 目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育
 - 目標2 創造的で活力ある社会
 - 目標3 心豊かで多様性のある社会
 - 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム
- 評価・検証サイクル(文化芸術政策のPDCAサイクル)を確立
毎年度、文化GDPなど36の評価指標に基づき、計画の進捗状況をフォローアップ。

(7)文化財の保存と継承

文化財は、国の歴史や文化の理解のため、欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、地域づくりの核になるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

地域において長く守り伝えられてきた有形、無形の文化財は、地域の誇りであり、また観光振興に欠かせない貴重な資源でもあるため、文化財を活用し地域活性化につなげていくことが重要です。そのためには、文化財の保存・管理・修理に努める必要があります。また、人間の「わざ」そのものである音楽や工芸技術などの無形文化財の伝承や文化的な景観の適切な保存や活用を図る必要があります。

2 小美玉市の生涯学習の現状と取組課題の整理

小美玉市の生涯学習の現状を、現況調査やヒアリング、アンケート調査から抽出、整理し、今後、市が取り組むべき課題を以下にまとめました。

(1)生涯学習活動における現状と課題

◆現状

- 市民の学習意欲が高い一方で、公民館等の施設を利用して生涯学習活動を行っている人は、少ない傾向にあります
 - ・市民アンケートにおいて、生涯を通して学んでいくことが必要であると答えた人は、約8割となっています。
 - ・しかし、この1年以内に公民館等の施設を利用したかという設問においては、利用していないという人が約7割となっており、施設の利用率は高いとは言えない状況にあります。
- 自身にあった生涯学習活動が見つからない状況にあります
 - ・生涯学習全般に関する満足度と重要性を問う設問においては、特に改善が必要な項目(重要性が高く、満足度が低い項目)として、多様なニーズ、世代に応じた生涯学習機会の提供があります。
 - ・学習を行っていない理由は、仕事や家事が忙しい、参加するきっかけがつかめないなどがあります。
- 学習成果を、地域づくりやボランティア活動に役立てたいという人は、やや少ない傾向にあります
 - ・学習成果を何に役立てたいかという設問においては、自分や家族の教養・生活の向上のためという人が約6割となっており、地域づくりやボランティア活動に役立てたいという人はやや少ない傾向にあります。
- 施設が使いづらく不便と感じていたり、耐震化ができていないことが懸念されており、また、利用者のマナーやモラルの問題も指摘されています
 - ・ヒアリングによると、施設については、トイレの洋式化や建物の耐震化・ユニバーサルデザイン*1化などが求められています。
 - ・施設をきれいに利用できていないなど、利用者の施設の使い方に関する問題が指摘されています。
- 施設を利用する際に、希望する部屋が他のグループ等と重なってしまうなど、自由に活動が行えていない状況にあります
 - ・ヒアリングによると、施設の利用時間が他の団体と重なってしまったことから、施設を利用できないことがあり、活動を自由に行えていない状況があります。
 - ・複数の団体が参加するイベント等においても、控室が足りないという状況があります。
 - ・令和元年～3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により計114日(所定の休館日を含む)生涯学習施設を利用できませんでした。令和4年度ヒアリングでは、新型コロナ禍での活動について、自宅等で個別に活動を進めつつ、集まれた時に、互いの作品を評価し合ったり、施設利用マニュアルに沿って活動を行うなど、各自工夫がみられました。一方で、演奏や演劇等については中止せざるをえなかったという状況がありました。
- 生涯学習に関する情報が、市民に行き届いていないという状況があります
 - ・生涯学習全般に関する満足度と重要性を問う設問においては、特に改善が必要な項目(重要性が高く、満足度が低い項目)として、生涯学習の情報提供があります。
 - ・地域に指導者を派遣する生涯学習出前講座については、知らないと答えた人が約6割となっており、さらには、出前講座について機会があれば利用したいという人は、1割未満となっています。

*1 ユニバーサルデザイン:年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいように設計・デザインすること。

◆課題

展開方向1 ライフステージ*¹やニーズ等に応じた学習の機会が求められています

- ・誰もが参加しやすい生涯学習活動とするためには、それぞれのライフステージや市民のニーズに合わせた講座や教室を開設していく必要があります。

展開方向2 市民の学習の成果を活用できる機会が求められています

- ・市民の学習の成果は、個人や家族のために役立てるだけでなく、地域や社会の中で評価し、それを様々な分野の活動に役立てていく必要があります。

展開方向3 市民の活動をより活発にしていくための体制づくりと連携が必要です

- ・市民がいつでも自由に活動できるように、団体やサークル間の連絡体制を強化し、予約した部屋の交換を行うなど、お互いに活動しやすい環境となる必要があります。
- ・市民の活動を地域づくりに生かすため、各種生涯学習関連施設や団体等の連携を強化した、地域づくりにつながる協働による体制づくりが必要です。
- ・市民の講座や教室の分野の幅を広げていくために、新たな指導者の発掘や育成が必要です。

展開方向4 生涯学習における学習環境の充実が求められています

- ・公民館等の生涯学習関連施設は、今後の市全体の公共施設の方向性も踏まえつつ、誰もが心地よく使って、安全・安心に利用できるよう施設・設備を整えたり、施設機能を充実させるための運営体制づくりを行う必要があります。
- ・市民が積極的に情報を得て学習活動を行えるよう、魅力ある情報提供を行うとともに、デジタル化に対応した情報発信を行うなど周知方法を工夫していく必要があります。

*1 ライフステージ：入学、卒業、就職、結婚、子どもの誕生、子どもの独立、退職など人生の節目ごとに段階に分けること。

(2)市民の読書活動における現状と課題

◆現状

○図書館としての機能が充分でないと感じられており、また、図書館(室)の利用率も低い状況にあります

- ・市民アンケートの生涯学習全般に関する満足度と重要性を問う設問においては、特に改善が必要な項目(重要性が高く、満足度が低い項目)に、図書館事業があります。
- ・特に、美野里公民館図書室は、十分な蔵書数がなく、市民が読書をしたり調べ物を行ったりするなど、学習を行うには充分とは言えない状態が問題となっています。市民アンケート、ヒアリング、審議会すべてにおいて、図書館の充実化に対する意見が出されました。
- ・市民アンケートにおいては、図書館をほとんど利用していないという人が7割を超えており、市民の身近な公共施設としては、利用率は高くないと言えます。図書館を利用しない理由としては、本は購入して読んでいるからという人が約4割います。
- ・「読書バリアフリー法」(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)が令和元年に成立したことを受け、障がいのある方でも利用しやすい環境づくりが求められています。
- ・令和4年度ヒアリングでは、図書館を利用する人を増やしていくために、時代等のニーズに沿った居心地の良い図書館の環境づくりが必要との意見があげられました。

○市民の読書離れが懸念されています

- ・市の近年の図書館利用状況を見ると、一人あたりの貸出数は増加傾向にあります。市民アンケートにおいては、本を読まないで図書館は利用しないという人が約2割いたり、読み聞かせボランティアへのヒアリングでは、親の読書離れが指摘されました。
- ・新型コロナ禍において、図書館では、休館期間中であっても予約資料の受け取りは可能としたり、貸し出した本の消毒を行うなど対応をしてきましたが、新型コロナ禍以前と比較すると貸出数は約3割減となっています。また、読み聞かせの活動も行えなかったという状況がありました。

◆課題

展開方向1 市民の学習や読書活動を推進していくことが必要です

- ・言葉や知性・感性、表現力や創造力といった、人々が豊かな人生を生き抜く力を身につけるために、市民が正しい知識を享受し、醸成していくことができるよう、市民の読書活動を推進することが必要です。
- ・子どもの読書活動の定着のため、幼少期から本に触れあうことや、学校でもたくさんの本に出会えるような環境づくりが必要です。
- ・市民の学習に対する追究意欲に対応できるよう、司書の配置を検討したり、専門的な知識を持ったボランティアを登録するなど、人的資源を充実させることが必要です。
- ・移動図書館については、より効果的に活用してもらうためのアイデア出しを行っていくことが必要です。

展開方向2 図書館(室)の施設機能と情報提供の充実が求められています

- ・市の図書館(室)は、図書資料を充実させるだけでなく、誰もが読書できる社会となるよう、時代やニーズに応じた設備等を整え、市民が新たな知識や価値を創造する場として相応しく快適な施設となる必要があります。また、これらにともなって、駐車場や交通アクセスの改善も必要です。
- ・市民の知りたい・学びたいといった学習意欲に添えていくために、図書資料の検索・予約システムなどの情報体系を構築・提供し、誰もが利用しやすく、わかりやすい情報を提供していくことが必要です。

(3)次代を担う青少年の健全育成に関わる現状と課題

◆現状

○家庭教育がきちんとできていないと感じられています

- ・ヒアリングによると、子どもやその親がきちんとあいさつができていないなど、将来にわたって必要な基本的な力が備わっていないという意見が出されました。

○地域の子どもが主体となる活動へは、半数程度が参加しています

- ・地域の子どもが主体となる活動(子ども会など)への参加の有無を問う設問においては、参加している(いた)が約5割、参加していない(いなかった)が、約5割となっています。参加していない(いなかった)理由としては、参加するきっかけがないからと答えた人が約5割となっています。
- ・参加しない理由としては、子どもがいないから、まだ小さいから(わからない)、成長してからは参加しなくなったとの回答が多く見られました。
- ・教育振興基本計画に係るアンケートの自由回答では、共働きで忙しく過ごす家庭が増えている中で、育成会やPTAなど様々な活動に参加するのは難しいといった意見も見られました。

○青少年の健全育成に関する活動では、団体内外の共通認識や情報共有が課題と感じられています

- ・ヒアリングによると、青少年の健全育成に関わる団体の活動には、毎回全員が出席できるわけではないため、団体内で共通理解ができているのか心配という意見が出されました。
- ・地域内の危険な場所に関して、関係機関との情報共有ができていないといった状況があります。

○通学路の交通安全対策やインターネットの利用環境の整備など、子どもを事故や犯罪から守る対策が必要と考えられています

- ・令和4年度ヒアリングでは、子どもたち自身が身近に感じている通学路の歩行環境の問題や、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に利用が拡大したインターネットの利用環境上の問題、18歳で成人となる子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、啓発活動が必要との意見がありました。

◆課題

展開方向1 青少年の健全育成に関する団体等の活動を支援していくことが必要です

- ・青少年の健全育成を行う団体等の活動については、各種活動がより有意義なものとなるように、連絡体制を強化したり、研修会等を行うことで各団体等メンバーの共通理解を得たりするなど意識醸成を図ることが必要です。

展開方向2 青少年の健全な育成に向け、学校・家庭・地域が一体となることが必要です

- ・青少年の安全確保に対しては、学校・家庭・地域が協力して見守りを行っていくとともに、犯罪や危険な場所に関する情報を関係機関と共有して青少年を取り巻く環境を改善したり、青少年を含めた市民全体に対し交通マナー指導やインターネット利用に関する普及啓発活動を行うなど、青少年が健全に成長できるよう、まち全体が一体となって対策を取っていくことが必要です。

展開方向3 青少年が安心して、力強く成長していくための居場所づくりが必要で

- ・青少年が自ら社会の一員となるために、様々な体験ができる機会を提供していくことが必要です。
- ・青少年が、家庭や地域、社会の中で、安心して成長していくために、いつでも気軽に過ごせたり、活動ができる、青少年の支えとなる居場所が必要です。
- ・子どもやその親、また地域の人が、気軽に子どもが主体となる活動に参加できるように、活動についての情報を発信するなどして参加を促し、地域全体で支え合いながら、青少年の育成を行っていくことが必要です。

展開方向4 就学前からの家庭教育が求められています

- ・あいさつをきちんとしたり、ごはんをしっかり食べるなど、就学前から家庭において礼儀や規範、習慣などの教育及び定着を行っていくことが必要です。

- ・家庭での教育力を向上させるため、親自身の意識改革を行えるような学びの機会を設けるとともに、参加を促し、家庭教育における意識醸成を図ることが必要です。

(4)文化芸術における現状と課題

◆現状

○市民の地域の歴史や文化に対する意識や満足度が低い傾向にあります

- ・市民アンケートの生涯学習全般に関する満足度と重要性を問う設問において、「文化財の保護・保全や郷土芸能、伝統文化の伝承」や「市の文化財や歴史を活用したふるさと教育の推進」については、現状維持していく項目(重要性がやや低めで、満足度が高い項目)となっていました。令和3年度市民アンケートでは、前回アンケートと比べどちらも満足度が若干低くなっており、「文化財の保護・保全や郷土芸能、伝統文化の伝承」においては、特に改善が必要な項目(重要性が高く、満足度が低い項目)となっています。
- ・市の文化財や工芸品、また、史・資料館の展示について、知らないと答えた人が約7割となっています。
- ・ヒアリングによると、地域の歴史について調べた資料を、地域に保管する場所がないことが問題としてあげられました。

○文化・芸術の活動拠点となるホール施設の利用について、まだ十分に利用されていない状況があります

- ・市民アンケートの市の施設の利用頻度を問う設問において、市の3つのホール施設は、他の公民館等の生涯学習関連施設に比べて、よく利用している人と時々利用する人の割合が多くなっていますが、ほとんど利用しないと答えた人の割合も多く、利用者の固定が考えられます。
- ・令和4年度ヒアリングでは、地域を盛り上げていくために、それぞれの公共ホールの活動を支える人たちが、ホールで行われている活動や地域への理解を深めていく必要があるとの意見があげられました。

◆課題

展開方向1 地域の歴史や文化について、出会い、知ることのできる機会が必要です

- ・郷土への愛着心を育てるため、市民が楽しみながら地域の伝統や文化に触れられる機会が必要です。
- ・地域活性化を図るために、文化芸術に関する団体やボランティア等の力を借りつつ、地域の市民が主体となったイベントを企画・実行するなど、市民が文化芸術や地域の歴史に触れながら、地域の人たちと交流できる機会を充実させていくことが必要です。
- ・史・資料館等の地域の郷土に関する施設については、展示方法を工夫し、見る人がわかりやすい展示にするなど施設利用の促進を図ることが必要です。
- ・地域の歴史や伝統行事など、また、地域の歴史に関する活動(団体での活動や史・資料館の企画など)については、情報発信の方法を検討するなど、周知徹底を図り、地域の歴史や文化を守り伝えていくことが必要です。
- ・地域の歴史や伝統を引き継いでいくための資料については、収蔵施設を確保するとともに、適切に保存・管理を行い、また、地域の歴史を知ってもらうための資料として活用していくことが必要です。

展開方向2 文化芸術活動を通して、まち全体を元気にしていくことが必要です

- ・「小美玉市まるごと文化ホール計画*1」に基づき、3つの公共ホールそれぞれの特性や地域を生かした活動や施設運営を行ったり、ホールごとの連携を図っていくことで、地域住民に親しまれる施設として充実を図ることが必要です。
- ・学校のイベントを文化ホールで行ったり、また、ホールでの活動だけにとどまらず地域に出向いて公演を行うなど、地域の人々の暮らしのなかに、文化芸術を根付かせていくことが必要です。

*1 小美玉市まるごと文化ホール計画:小美玉市の文化ホール3館を拠点に、まち全体の元気をどんなふうにつくっていくか。そして10年後に向けていかに伸ばしていくかを考えた計画。

.....

◆ 第3章 計画の基本方針

.....

Three light gray squares are scattered in the lower right quadrant of the page, arranged in a loose triangular pattern.

1 基本理念

「教育基本法」第3条では、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定しています。

小美玉市民の状況を見ると、学ぶ意欲は高い状況にありますが、仕事や塾などで忙しい、きっかけがつかめないなどの理由により、実際には、学習が行えていない状況にあります。

これら市民の学習意欲を満たすためにも、学習の機会の充実や学習の場を整えるなど、学習に係る様々な要因について、質を高めていく必要があります。

これにより、市民が自由に学習を行い、仲間とともに、成果を生かせるようになることが理想です。このような社会を築いていくために、生涯学習の理念を以下のように示します。

■基本理念■

市民に寄り添う、市民がふれあう、市民の心が豊かになる 生涯学習



市民に寄り添う

市民の自主的な学習活動を支えるために、必要な設備・機能・人材を整え、学習機会の充実を図ります

市民がふれあう

市民が生きがいをお求め、仲間と楽しみながら、学習活動を行うことにより、連携や交流を深めます

市民の心が豊かになる

市民の学習の成果を、様々な方面で役立たせることにより、心豊かな生活を営んでいきます

2 基本方針

基本方針Ⅰ 生涯学習社会の実現



市民が生涯にわたって、いつでも自由に学ぶことができるよう、生涯学習社会の実現を目指します。

そのため、生涯学習活動への意識醸成や市民が主体となって取り組む生涯学習活動を支援するとともに、市民のライフステージ*¹や時代のニーズに柔軟に対応した学習機会の提供・充実、さらには、学習成果を自分自身や地域に生かすための機会の充実を図ります。

また、市民の学習活動を円滑に進めていくため、各種団体やサークルの活動支援及び指導者の発掘・育成に努めるとともに、学習にふさわしい環境を創出するため、学習に関する情報の提供や施設・設備の充実など学習環境の整備・充実を図ります。

基本方針Ⅱ 知識の醸成と価値創造の場の充実



市民一人一人の人生をより豊かなものとするため、より多くの市民が読書に親しむための取組を進めます。特に人格形成の重要な時期である子どもや、本や図書館へアクセスしにくい環境にある人々への読書推進を、地域の人々と連携しながら積極的に行います。

市民が利用しやすい図書館を目指すため、図書館資料及びサービスの充実に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した施設機能や設備の向上などを図ります。

基本方針Ⅲ 次代を担う青少年の健全育成



「地域の子どもは地域で守る」という理念に基づき、青少年健全育成活動の支援や学校・家庭・地域の連携・協力を進めるなど、地域における青少年育成体制の整備促進を図るとともに、社会体験や自然体験など青少年の体験活動を推進します。

児童生徒の放課後の居場所づくりや、青少年を取り巻く環境の健全化を図るなど、青少年の安全・安心な居場所づくりに努めるとともに、保護者が学ぶ機会の提供により家庭における教育力の向上に取り組めます。

基本方針Ⅳ 文化芸術の創造・発信



市民の地域に対する愛着心や創造力を育みながら、市民と小美玉市が協働で取り組む文化芸術活動の充実を図るとともに、活動を支える歴史・文化団体への支援を図ります。

地域にとってかけがえのない財産である文化財等の適正な保存・管理に努めるとともに、史・資料館の展示内容や館外活動の充実、埋蔵文化財の公開など調査成果の公表及び活用を図ります。

「小美玉市まるごと文化ホール計画*²」の理念に基づき、市民の創造性豊かな文化芸術活動を支援するとともに、様々な機会を通して市民の文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

*1 ライフステージ：入学、卒業、就職、結婚、子どもの誕生、子どもの独立、退職など人生の節目ごとに段階に分けること。

*2 小美玉市まるごと文化ホール計画：小美玉市の文化ホール3館を拠点に、まち全体の元気をどんなふうにつくっていくか。そして10年後に向けていかに伸ばしていくかを考えた計画。

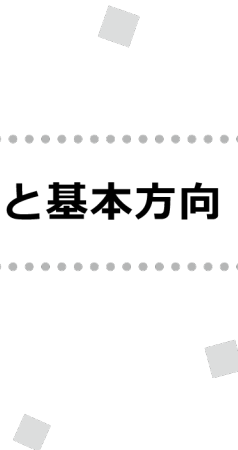
3 施策の体系

基本方針	基本施策	基本方向
I 生涯学習社会の実現 	1 生涯学習活動の推進	(1)生涯学習活動への意識醸成 (2)自主講座など市民主体の学習活動の支援 (3)生涯学習情報の提供
	2 学習機会の充実	(1)ライフステージに応じた学習機会の提供 (2)時代のニーズに応じた学習機会の提供
	3 学習成果の活用	(1)学習成果の発表機会の支援 (2)学習成果を地域で生かせる機会の創出
	4 各種団体の活動支援と指導者の育成	(1)各種団体の活動支援における体制づくり (2)指導者の発掘及び育成
	5 学習環境の整備・充実	(1)施設・設備の充実 (2)施設の利用促進 (3)市内外の学習情報の収集と発信
II 知識の醸成と 価値創造の場の充実 	1 読書活動の推進	(1)すべての市民に向けた読書活動の推進 (2)読書推進体制の構築
	2 図書館サービス等の充実	(1)図書館資料や図書館サービスの充実 (2)施設機能や設備の整備
III 次代を担う 青少年の健全育成 	1 地域における青少年育成体制の整備促進	(1)青少年健全育成活動への支援 (2)学校・家庭・地域の連携・協力体制の整備促進
	2 青少年の体験活動の推進	(1)社会体験活動の充実 (2)地域活動への参加促進
	3 青少年の居場所づくり	(1)安全・安心な居場所づくり
	4 家庭における教育力の向上	(1)家庭の教育力向上
IV 文化芸術の創造・発信 	1 文化芸術活動の充実	(1)文化芸術活動の充実 (2)歴史・文化関係団体の支援
	2 文化財の保護と史・資料館の充実	(1)文化財等の適正な保存・管理 (2)展示内容・館外活動の充実 (3)調査成果の公表及び活用 (4)地域文化・伝統の継承
	3 市民の文化芸術に触れる機会の充実	(1)文化芸術に触れる機会の提供 (2)文化ホール事業の充実(3館)

.....

◆ 第 4 章 基本施策と基本方向

.....

Four small, light gray squares are scattered in the lower right quadrant of the page, arranged in a loose, roughly circular pattern.

I 生涯学習社会の実現

目指すべき主なゴール



市民が生涯にわたって、いつでも自由に学ぶことができるよう、生涯学習社会の実現を目指します。そのため、生涯学習活動への意識醸成や市民が主体となって取り組む生涯学習活動を支援するとともに、市民のライフステージ^{*1}や時代のニーズに柔軟に対応した学習機会の提供・充実、さらには、学習成果を自分自身や地域に生かすための機会の充実を図ります。

また、市民の学習活動を円滑に進めていくため、各種団体やサークルの活動支援及び指導者の発掘・育成に努めるとともに、学習にふさわしい環境を創出するため、学習に関する情報の提供や施設・設備の充実など学習環境の整備・充実を図ります。

基本施策

1 生涯学習活動の推進

◆現状と課題

国際化、情報化、科学技術の急速な進展や、少子高齢化など社会が激しく変化している今日、人々がいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」を実現することの必要性が増大しています。

市民アンケートでは、生涯学び続けることは「必要だと思う」人が79.3%と市民の学習意欲が高い一方で、市が実施している生涯学習出前講座を「知らなかった」人が59.7%います。

また、生涯学習を盛んにするためには「講座や教室の内容の開催情報」が必要と答えている人が54.2%いることから、市民の学習意欲に対し、市で実施している講座や市民が主体的に行っている活動が十分に伝わっていない、または時間や内容等がそぐわない状況があることが考えられます。

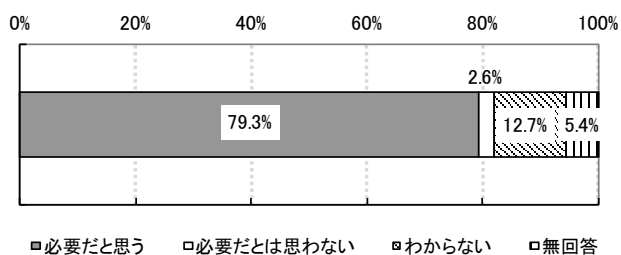
そのため、市民が自由で主体的な学習活動を円滑に行えるよう、学習の場や機会の提供及び講師を紹介するなど様々な学習支援の充実を図ることが必要です。

◆施策の方針

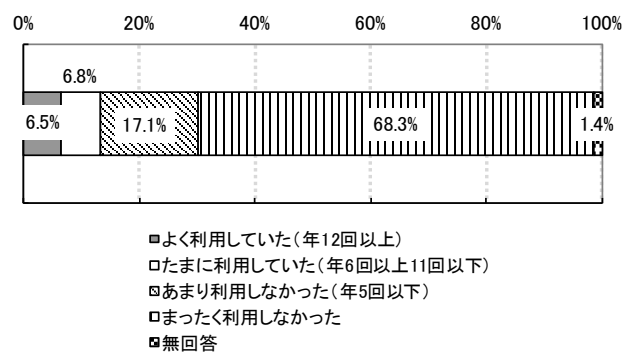
- 「人生 100 年時代」において、生涯学習の重要性がますます高まる中、生涯学習推進体制の機能の充実に取り組みます。
- 市民の生涯学習活動を支援するために、生涯学習関連施設や関係機関等と情報を共有し、市民へ情報の提供を行います。
- 自主講座団体の育成など市民主体の学習活動を支援し、多様な情報を提供します。

*1 ライフステージ：入学、卒業、就職、結婚、子どもの誕生、子どもの独立、退職など人生の節目ごとに段階に分けること。

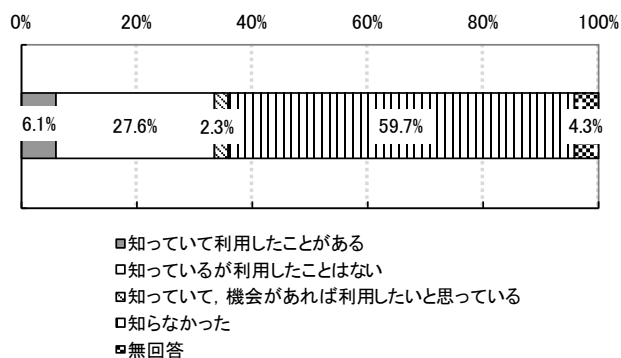
■生涯学び続けることは必要だと思うか



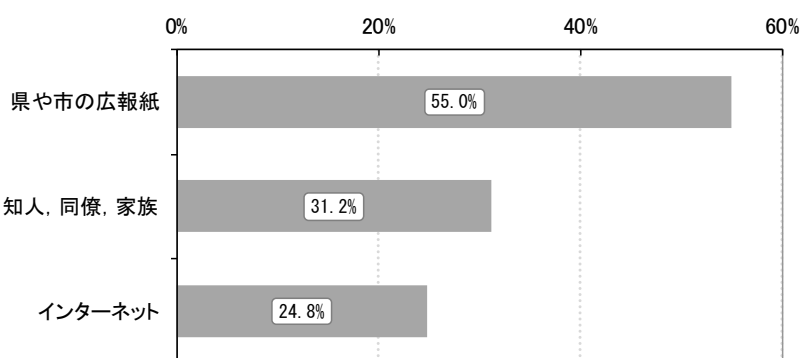
■この1年間で公民館等を利用したか



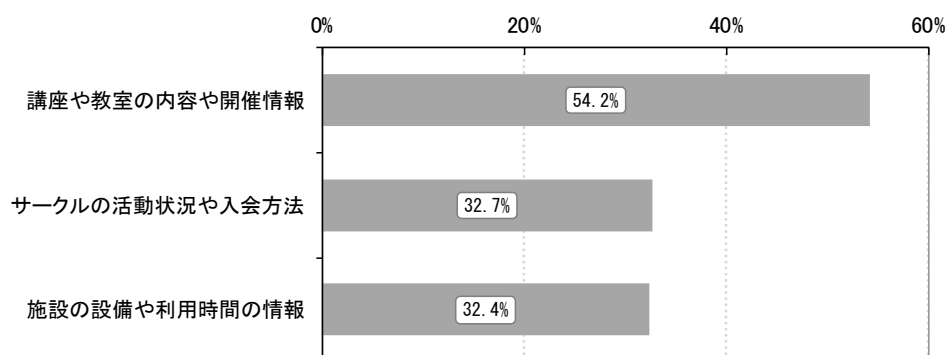
■生涯学習出前講座を知っているか



■趣味やスポーツなどの生涯学習の情報をどこから得ているか(トップ3)



■今後、生涯学習をもっと盛んにするには、どのような学習情報が必要だと思うか(トップ3)



出典：平成28年度「小美玉市生涯学習推進計画」に係るアンケート調査

基本方向(1) 生涯学習活動への意識醸成

学ぶ意欲を持った市民が生涯学習活動を円滑に取り組めるよう、学習機会や学習支援に関する情報提供を行うとともに、市民の学習活動を支援する相談体制の充実を図ります。

また、生涯学習への興味・関心を高めるため、身近な生活課題を取り上げることや、国際感覚を養う機会、まちの歴史・文化、デジタル機器などについて学べる機会等の講座の充実を図り、生涯学習へのきっかけづくりを推進します。

主な取組

① 学習情報を得る機会の充実

【生涯学習課】 継続

- ・市が発行する広報紙やホームページなどを通して情報発信を行うとともに、内容の更なる充実を図る。
- ・市の生涯学習情報の入手場所や情報の収集方法をわかりやすく提供することにより、市民が自分に最も適した学習機会を選択できるよう、より効果的・効率的な情報発信の方法を工夫する。

② 学習相談体制の充実

【生涯学習課】 継続

- ・市民の要望等に的確に応じられるよう、学習相談体制(情報提供)の充実を図る。
- ・生涯学習施設を中心に、関連施設相互の連携、ボランティアや市民活動とのネットワーク化を進め、情報の取得から参加までが円滑につながるよう、適切な学習相談体制の充実を図る。

③ 市民講座等の内容充実

【生涯学習課】 重点 継続

- ・市民のリクエストによる講座だけでなく、市民の身近な生活課題に着目した講座や、国際化や情報化に対応した講座など、新たな社会的ニーズを反映させた市民講座等を開講する。

④ 障がい者に関する学習機会の充実

【生涯学習課】 継続

- ・障がいがある人もない人も気軽に参加できる講座などを開催し、障がい者が生涯学習に触れる機会の充実に努め、また、ノーマライゼーション*1) に関する理解を深めることで、障がい者の学習を支援する人員の育成を図る。

*1 ノーマライゼーション:障がいの有無に関係なく、誰もが同じように生活や人権が保障されるような環境整備を目指す理念。

基本方向(2) 自主講座など市民主体の学習活動の支援

自主講座団体間の連絡調整や自主講座の開催支援、講師の派遣を行う出前講座など、市民自らが主体となって実施する学習活動を支援します。

主な取組

① 指導者の育成【再掲】(P.34)

【生涯学習課】 **重点** **継続**

② 自主講座団体育成

【生涯学習課】 **重点** **継続**

- ・市民講座を終了した受講生が主体となり企画・運営し講座を開設することで、新たな仲間づくりや生涯学習活動への機会を提供する。
- ・自主講座開設に際して、講師の紹介を行うなど講座に関する運営の支援を行う。

【指標】自主講座登録団体数

実績値		目標値	
平成 28 年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
153 団体	192 団体	160 団体	190 団体

③ 出前講座

【生涯学習課】 **継続**

- ・市民団体またはグループが選んだテーマやメニューに沿って、団体等が主催する学習活動の場に、専門的な知識や技術を持った講師を派遣し、お話や学習の手ほどき等を行う。
- ・講師については、各公民館講座・自主団体講座の講師・人材バンク*¹に登録をしている講師を派遣する。
- ・出前講座を活用してもらうため、事業の PR 活動を推進する。

【指標】講座実施回数

実績値		目標値	
平成 28 年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
9回	0回	15回	15回

*1 人材バンク:専門的な知識を持った人を登録しておき、要望などに応じて紹介・派遣するもの。

④ 老人クラブ等への支援

【介護福祉課】 継続

- ・高齢者の生きがいづくりに向けた学習意欲向上を図るため、老人クラブ等の通いの場で行う研修会、講座等の開催にあたり講師派遣の支援を通じて高齢者の生涯学習環境を整える。

【指標】事業実施回数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
240回	41回	270回	100回

基本方向(3) 生涯学習情報の提供

市民が自分に適した学習機会を選択できるよう、様々な方法で積極的に学習情報や学習施設の情報を提供します。

主な取組

① 市民への学習情報の提供

【生涯学習課】 継続

- ・誰もが気軽に楽しく学べる学習機会を提供するため、市の広報紙・ホームページ・チラシ・新聞など、各種メディアを活用しながら、様々な講座の情報など学習情報の提供を積極的に行う。

② 掲示物の収集及び設置

【生涯学習課】 継続

- ・生涯学習に関連する行政施設や各種機関、大学等と情報ネットワークを構築し、幅広く学習機会や講師の情報などの収集と発信を行う。
- ・市内外の学習機会等に関するパンフレットやチラシを収集し、市民が気軽に情報を入手できるよう生涯学習施設等に掲示・配布する。
- ・チラシ等の適正な管理・整理を行う。

③ 施設利用に関する情報の提供 【再掲】(P.39)

【生涯学習課】 継続

基本施策 2 学習機会の充実

◆現状と課題

市民が生涯にわたって学習を継続していくなかで、就学・就職・結婚・子育て・老後といったライフステージの変化にともない、求められる学習内容や手法は変わっていきます。また、学習の分野も文化芸術・スポーツ・コミュニティ活動など、その目的も、趣味・娯楽の充実から社会貢献に至るまで多種多様です。

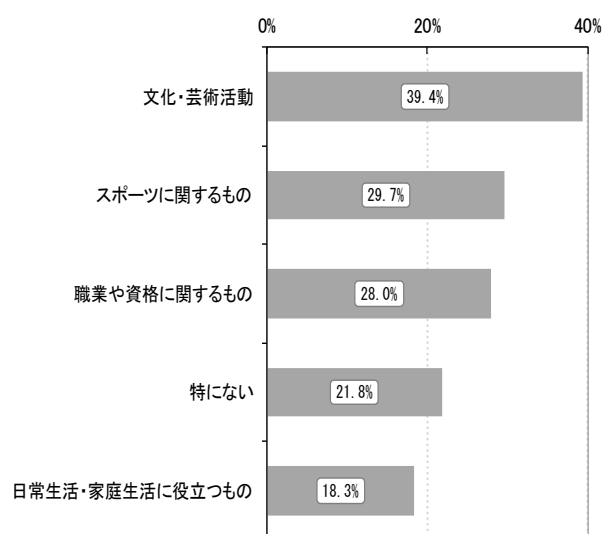
市民アンケートでは、学んだことがある・学んでみたい分野が多岐にわたるなか、実際には学習が行えていない状態にあります。(学んだことがある分野で「特にない」と答えた人が 21.8%。その理由として、「仕事や家事が忙しくて時間がない」が 47.4%、「きっかけがつかめない」が 22.1%) また、講座に参加する人の固定化も課題となっています。(ヒアリングより)

そのため、市民のライフステージやニーズに合った講座を企画・実施し、様々な学習機会を充実させることにより、市民が新しい知識や能力を主体的に獲得していけるよう支援していく必要があります。

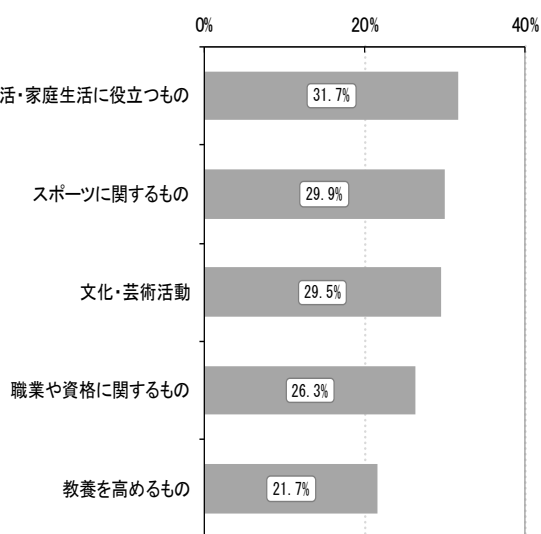
◆施策の方針

○市民が必要とする様々な学習機会に触れることができるよう、市民のライフスタイルやニーズを把握し、各種講座・研修など学習機会の充実を図り、市民自らの意識を高め、市民同士が相互に学びあえる環境を提供することを目指します。

■学んだことがある分野（トップ5）

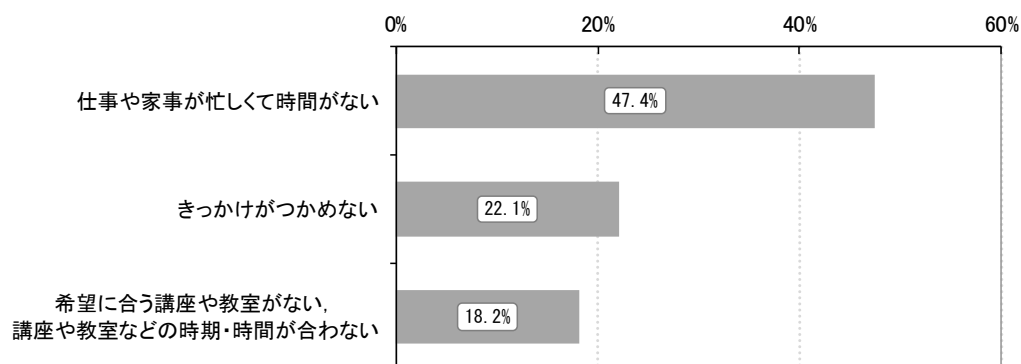


■学んでみたい分野（トップ5）



出典：平成 28 年度「小美玉市生涯学習推進計画」に係るアンケート調査

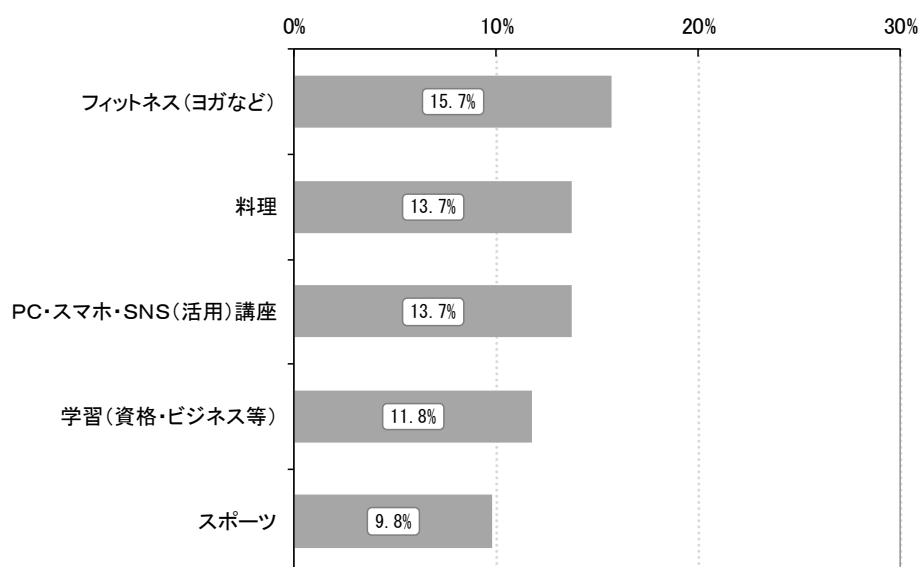
■学習をしなかった（学んだことがある分野で特にないと回答した人）理由（トップ3）



■学んでみたい分野（トップ3）世代別

	1位	2位	3位
20歳代	日常生活・家庭生活に役立つもの	スポーツに関するもの	職業や資格に関するもの
30歳代	日常生活・家庭生活に役立つもの	スポーツに関するもの	職業や資格に関するもの
40歳代	職業や資格に関するもの	文化・芸術活動	スポーツに関するもの
50歳代	文化・芸術活動	日常生活・家庭生活に役立つもの	スポーツに関するもの
60歳代	文化・芸術活動	教養を高めるもの	スポーツに関するもの 日常生活・家庭生活に役立つもの
70歳以上	日常生活・家庭生活に役立つもの	スポーツに関するもの	文化・芸術活動

■今後、開設してほしい公民館講座や教室等について（トップ5）



出典：平成28年度「小美玉市生涯学習推進計画」に係るアンケート調査

基本方向(1) ライフステージに応じた学習機会の提供

市民の「学ぶ意欲」に応えられるよう、また、生涯を通して学ぶことのできる環境を整備するため、乳幼児期、学齢期、高齢期などライフステージに応じた学習機会を提供します。

主な取組

●乳幼児期

① 劇場デビュー事業【再掲】(P.74)

【生活文化課】 **重点** **継続**

●乳幼児期～学齢期

② 親子体験事業

【生涯学習課】 **継続**

・親子のふれあいと交流の機会を提供するため、夏休み期間等を利用し、親子・家族・友人等を対象に、様々な体験講座を実施する。なお、講座の内容に沿って幼児から小学生までの子どもと親を対象とする。

【親子移動教室・特別講座】(小川公民館)

・親子を対象に、子どもたちが将来必要となる知識や経験を身につけるための学習や体験活動を支援する講座を実施する。

【夏休み親子体験講座】(玉里公民館)、【親子自然観察教室】(やすらぎの里小川)

【指標】講座数

実績値		目標値	
平成 28 年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
—	5 講座	—	9 講座

③ ふれあい事業

【生涯学習課】 **継続**

・児童の体験学習を実施する。

【演劇体験講座】(玉里公民館)、【わんぱく教室】(美野里公民館)、

【夏休み生け花体験教室、絵本とふれあう夏休み】(やすらぎの里小川)

【指標】講座数

実績値		目標値	
平成 28 年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
—	3 講座	—	4 講座

④ 中学校支援事業【再掲】(P.73) 【生活文化課】 継続

⑤ 学校芸術鑑賞事業・学校アクティビティ*1事業【再掲】(P.73) 【生活文化課】 重点 継続

●高齢期

⑥ 高齢期対象事業 【生涯学習課】 重点 継続

・おおむね 60 歳以上の人を対象に、実生活に即した教養の向上や、趣味の活動、社会参加による生きがいを高めることを目的として、移動教室・講演会等を実施する。

【ふれあい大学】(小川公民館)、【みのりいきいき大学】(美野里公民館)、
【コスモス大学】(玉里公民館)

【指標】講座数

実績値		目標値	
平成 28 年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
—	3講座	—	12講座

●ライフステージ共通

⑦ 市民講座[定期]【再掲】(P.29) 【生涯学習課】 重点 継続

⑧ 市民講座[短期]【再掲】(P.29) 【生涯学習課】 継続

⑨ 自然観察事業 【生涯学習課】 継続

・市民が自然観察を通して、自然に触れ自然の大切さを確認し、自ら環境保全への理解を深める機会を提供するため、自然観察教室を実施する。

⑩ 女性の活躍支援 【市民協働課】 新規

・女性が活躍できる社会を目指すため、職業能力向上のための講習会や起業・創業等に関するための講座を開催する。

⑪ 人権意識を高める学習活動の推進 【生涯学習課】 新規

・基本的人権が尊重される地域社会になるよう、人権意識を高める学習機会を提供し啓発活動を行う。

*1 アクティビティ:一般的には「行動」や「活動」などを指す。本市における「学校アクティビティ事業」では、文化芸術に触れたことのない子どもたちに、文化芸術に触れる機会を設けている。

基本方向(2) 時代のニーズに応じた学習機会の提供

生涯学習に関する市民のニーズ(市民の趣味、学習傾向、各種講座など)を的確に把握し、その時々に関心や社会環境に応じた講座を開催します。なお、市民ニーズの把握では、施設窓口や講座参加者にアンケート調査を実施することで、市民が必要としている講座や市民の学習意欲の掘り起こしを行います。

主な取組

① 市民講座[定期]

【生涯学習課】

重点

継続

・生涯学習に関する市民ニーズを的確に把握し、定期講座を開設する。

【指標】講座数

実績値		目標値	
平成 28 年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
33 講座	26講座	41 講座	36 講座

② 市民講座[短期]

【生涯学習課】

継続

・定期(長期)での参加が難しい市民に向けて、参加しやすい内容・期間の講座を開設する。

【まごころ講座】(小川公民館)、【暮らしの講座・季節の講座】(玉里公民館)

【手づくり講座】(美野里公民館)、【ぬくもり講座】(やすらぎの里小川)

【指標】講座数

実績値		目標値	
平成 28 年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
32講座	7講座	37講座	32講座



▲市民講座〔定期〕スマートフォン講座



▲市民講座〔短期〕あじさいスケッチ会

◆現状と課題

生涯学習活動を推進していくにあたり、市民が行った学習の成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できる社会となることが求められています。

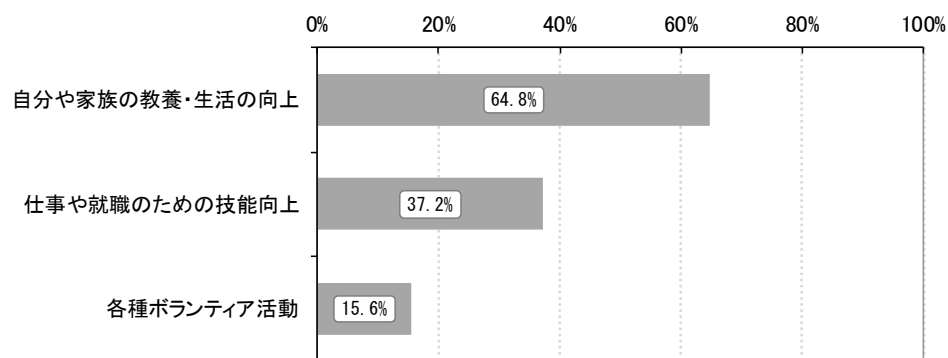
市民アンケートでは、市民がこれまでに学んだ知識や技能をどのようなことに役立てたいかという設問に対し、「自分や家族の教養・生活の向上」が 64.8%、「仕事や就職のための技能向上」が 37.2%、「各種ボランティア活動」が 15.6%となっています。

このことから、自身の更なる成長と新たな仲間づくりにつなげるため、市民一人一人が習得した学習成果を自身のキャリアや家族のためだけではなく、地域や社会の中で発表または生かせるよう、まず、市民が学びたい分野を把握し、地域での活躍の機会を充実させていくことが必要です。

◆施策の方針

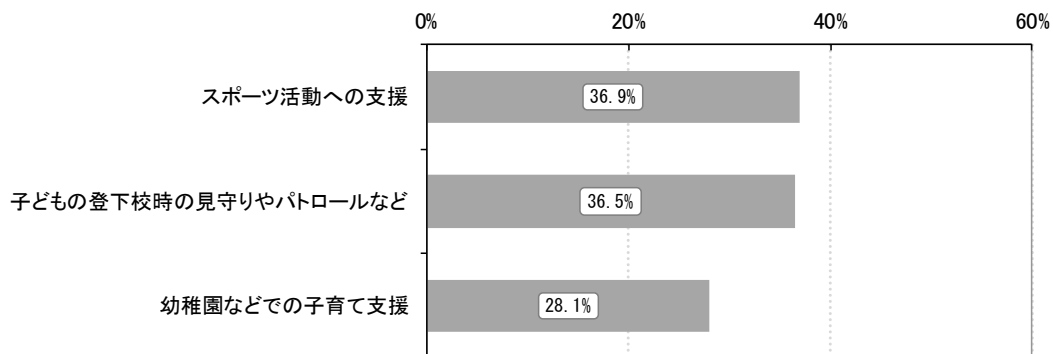
- 市民が生涯学習で得た知識や技能を、地域の課題解決やまちづくりに生かせるよう、展示会等での発表やボランティア活動等の機会の提供を図ります。

■これまで学んだ知識や技能をどのようなことに役立てたいか（トップ3）

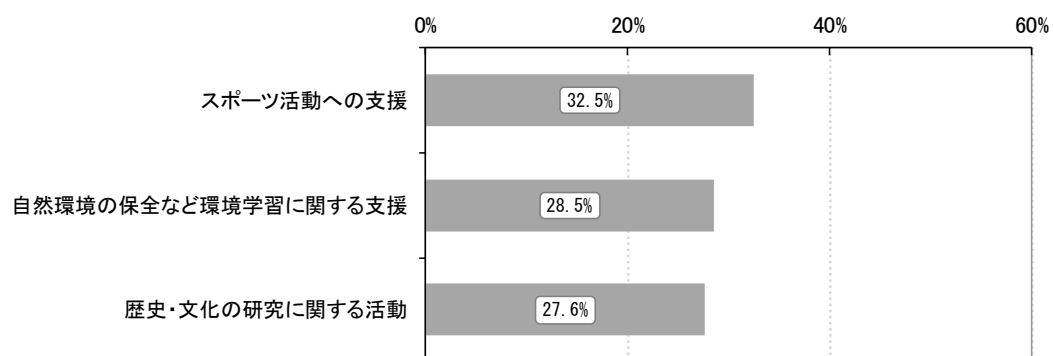


出典：平成 28 年度「小美玉市生涯学習推進計画」に係るアンケート調査

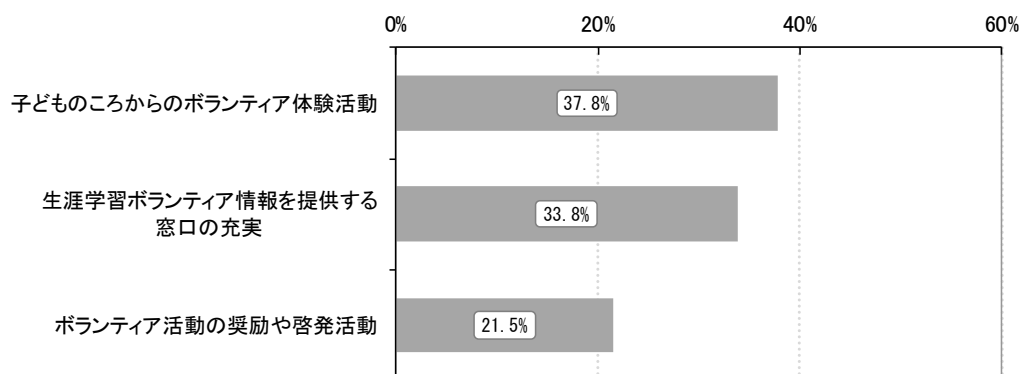
■今までに参加したことがあるボランティア活動（トップ3）



■今後参加したいボランティア活動（トップ3）



■生涯学習ボランティアの活動を盛んにするために、特にどのようなことが必要か（トップ3）



出典：平成28年度「小美玉市生涯学習推進計画」に係るアンケート調査

基本方向(1) 学習成果の発表機会の支援

公民館講座の受講生が、自己啓発を目的とした学習活動にとどまらず、学習成果を発表する機会を創出します。

主な取組

- ① 作品展の開催 【生涯学習課】 継続

・市民講座終了後に、学習成果を発表できるよう作品展を開催する。

- ② 市文化協会祭事業【再掲】(P.64) 【生活文化課】 継続

- ③ 市民文化祭事業【再掲】(P.64) 【生活文化課】 重点 継続

基本方向(2) 学習成果を地域で生かせる機会の創出

地域の課題が多様化していくなかで、一人一人が培った生涯学習の成果をボランティア活動や地域の活性化につながる支援をします。

主な取組

- ① 人材バンクの登録 【生涯学習課】 重点 継続

・様々な知識や経験を積んだ市民が地域において力を発揮できるよう、生涯学習人材バンクの登録者数を増やすことに努め、制度の周知方法など運営体制づくりを行う。

【指標】登録者数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
34人	38人	37人	40人



▲市民講座作品展①



▲市民講座作品展②

基本施策 4 各種団体の活動支援と指導者の育成

◆現状と課題

市民アンケートにおいて、指導者の充実についての設問では、「様々な分野の指導者を充実させてほしい」が43.0%と、自身が求める指導者に出会えていない状況がうかがえます。

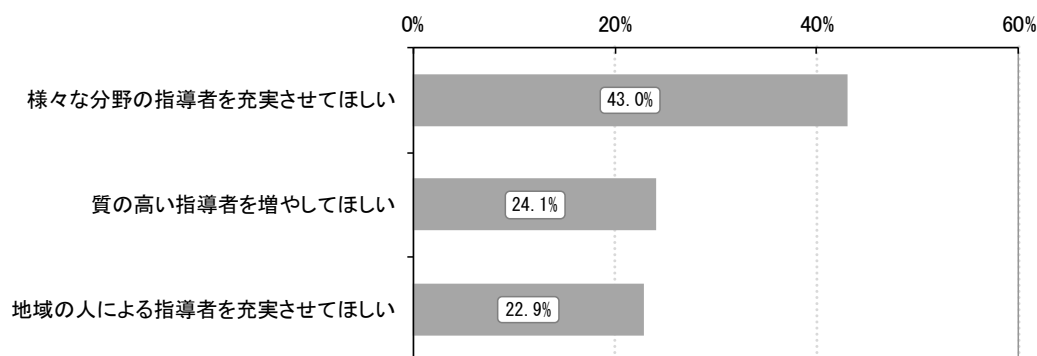
また、市民が学習活動を行うなかで、施設の利用時間が他の団体と重なってしまい、施設の利用ができない場合もあったとの課題がありました。(ヒアリングより)

このことから、市民の生涯学習活動を円滑に進めていくために、指導者の発掘及び育成を図ったり、団体やサークル間の連絡体制を強化するなど、お互いの活動が活発となる環境づくりなど活動支援を行っていく必要があります。

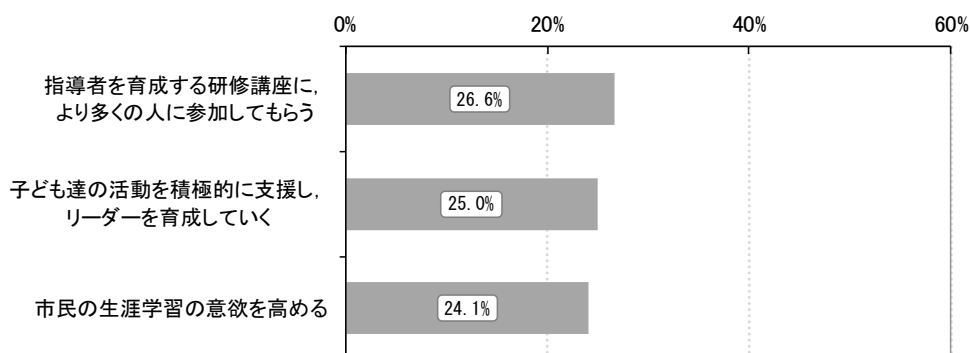
◆施策の方針

- 各種団体の活性化を図るため、各種機関・団体と連携を図り、情報を共有しながら課題解決に取り組むなど、活動支援を行います。
- 社会教育主事などの専門職員の確保、資質の向上を図るとともに、生涯学習に関わるボランティアや市民活動とのネットワーク化を進め、地域における人材の育成を図ります。
- 生涯学習のための新たな人材育成に努めるとともに、学習の成果を地域に生かすため、市民に広く人材バンク制度の周知を行い、更なる利用促進を図ります。

■生涯学習の指導者の充実について（トップ3）



■生涯学習の指導者育成のために必要なものはなにか（トップ3）



出典：平成28年度「小美玉市生涯学習推進計画」に係るアンケート調査

基本方向(1) 各種団体の活動支援における体制づくり

各種団体の課題解決の方法や情報の提供を行いながら、地域の学校や団体、関係機関との連絡調整を行い、地域づくりにつなげられる活動支援における体制づくりを推進します。

また、公民館を利用する団体やサークル間の連絡体制を密にし、お互いに学習活動をしやすい場を提供するとともに、市民からの学習活動への要望等に対しても連携体制の充実を図ります。

主な取組

① 生涯学習活動関連機関・団体等の活動支援における体制づくり 【生涯学習課】 **重点** 継続

- ・市民の生涯学習活動を支えるため、各種生涯学習施設や学校、地域の団体、市民活動団体等が相互のネットワークを強化し、協働による体制づくりを行う。
- ・団体・サークル間の連携による予約時間・部屋等の調整を図り、学習活動への支援を行う。

基本方向(2) 指導者の発掘及び育成

市民の学習活動をより豊かなものとするために、様々な分野の指導者に適した人材を発掘するとともに、指導者として活動できるよう育成に取り組みます。

主な取組

① 人材バンクの登録【再掲】(P.32) 【生涯学習課】 **重点** 継続

② 指導者の育成 【生涯学習課】 **重点** 継続

- ・指導者となる各公民館講座の講師や人材バンクに登録している講師については、出前講座などの学習事業の企画や学習相談窓口などで、積極的な活用に取り組む。

③ 社会教育主事、社会教育指導員*1の活用 【生涯学習課】 継続

- ・市民が生涯学習活動に際して専門的技術的な助言・指導を受けられるよう、社会教育主事、社会教育指導員の適切な配置、活用に取り組む。

【指標】主事・指導員数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
4人	4人	5人	6人

*1 社会教育指導員：社会教育主事を補佐し、専門的な指導・助言を行う者。

基本施策 5 学習環境の整備・充実

◆現状と課題

市内には、公民館や図書館、史・資料館など、市民が集い学習を行う生涯学習関連施設があります。これら施設は日常的な市民の学習の場という機能に加えて、コミュニティの活動拠点となっています。市内の生涯学習関連施設の15施設のうち約半数が開館から約40年経過しており、施設や設備の更新時期を迎えています。(次頁表-生涯学習関連施設の状況より)更に、今後40年間の方向性を定めた「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」により、生涯学習関連施設の統廃合や解体等施設のあり方が示されました。また、市民が安心して活動できる学習環境を整えていくために、建物の耐震化やユニバーサルデザイン^{*1}化、トイレの洋式化など、施設・設備の充実を進めています。

運営面では、市内の生涯学習関連施設の利用頻度を見ると、公民館等施設の利用頻度は低い状況にあります。(市民アンケートより)そのため、学習情報の収集・発信とともに、施設に関する情報も積極的に発信することで、施設の認知度を上げ、誰もが気軽に楽しく学べる学習活動の拠点として、市民の施設利用促進を図っていくことが必要です。

◆施策の方針

- 生涯学習施設の適切な利活用を図るため、「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」に基づき、適宜、活動しやすい環境の充実を図ります。
- 利用者の利便性に資するため、デジタル化を促進し、インターネットによる施設利用など、各種学習環境の整備を図ります。



▲施設整備(カウンター)



▲施設整備(トイレ洋式化)

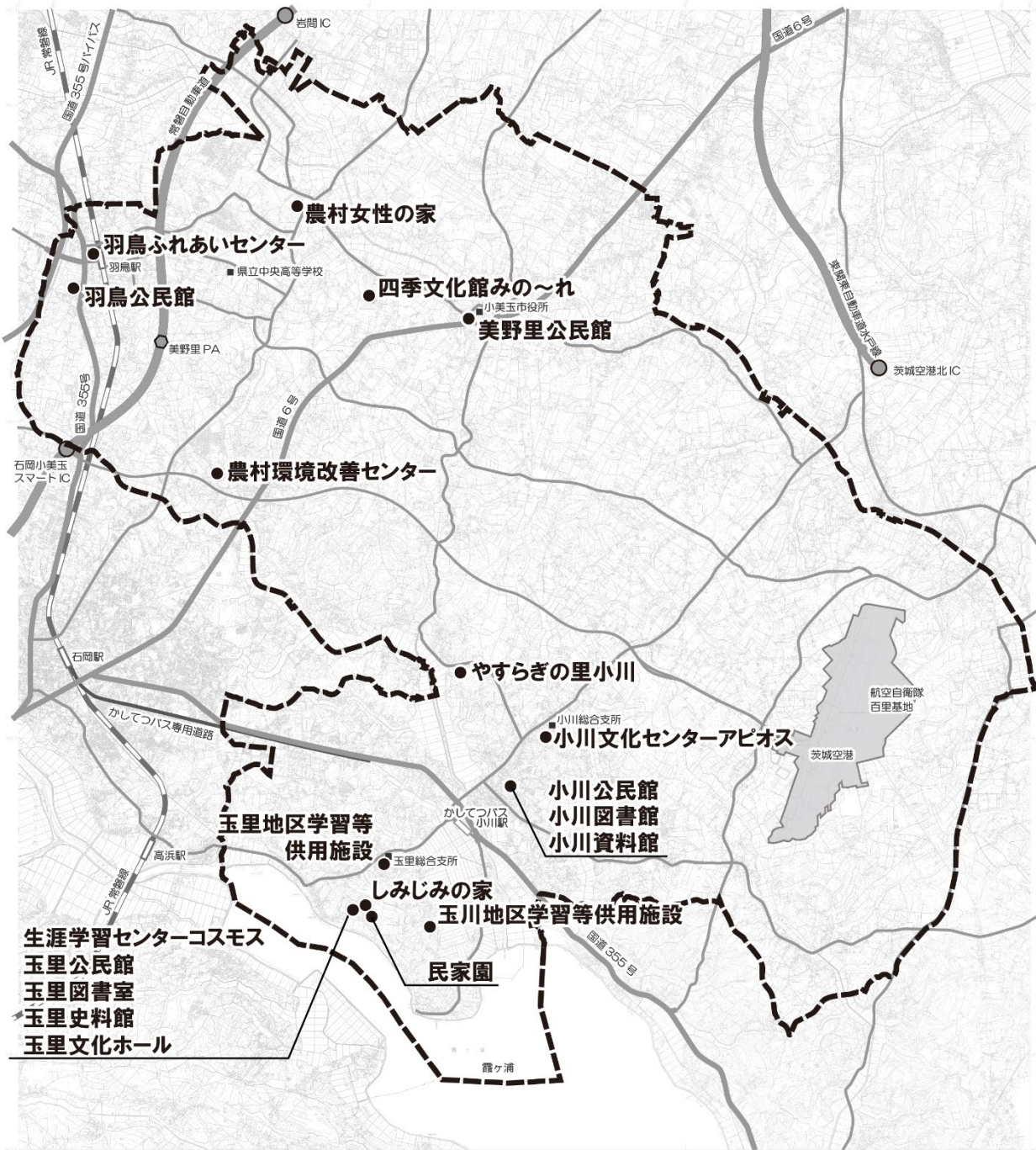
*1 ユニバーサルデザイン:年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいように設計・デザインすること。

■生涯学習関連施設の状況 ※経過年数は令和4年4月1日時点で算出

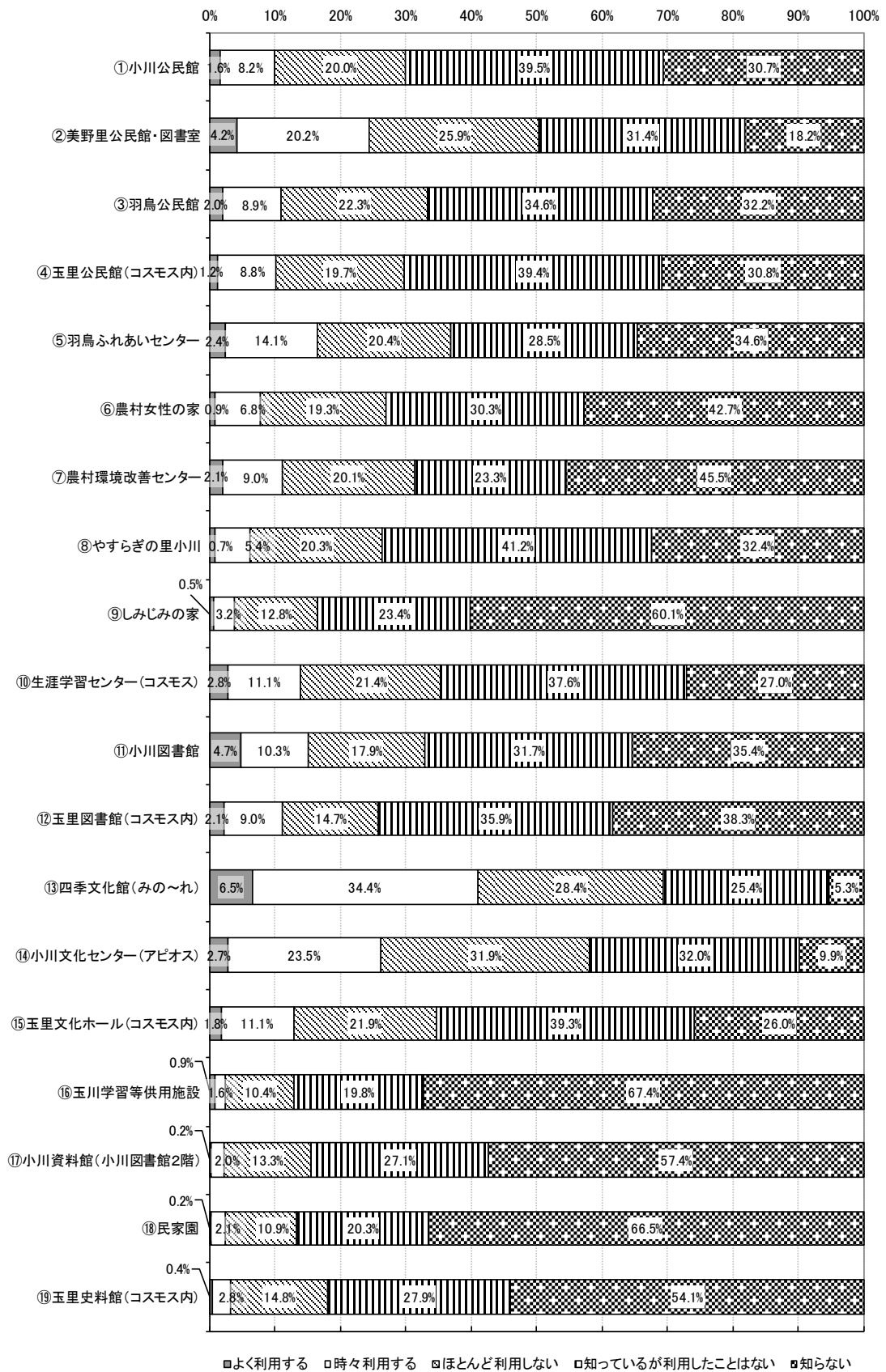
	施設名	施設の概要	備考	経過年数
1	小川公民館	大ホール・会議室・事務室・調理室・和室	昭和47年4月開館	50年
2	小川図書館・資料館	閲覧室・閉架書庫・参考レファレンス室・展示室・事務室・資料展示室・収蔵庫・多目的会議室	平成4年3月10日開館	30年
3	やすらぎの里小川	事務棟・文芸棟・華道棟・茶道棟・書画棟・展示廊・本間玄琢生家	平成7年7月3日開館	26年
4	美野里公民館	大会議室・研修室・小和室・講座室・実習室・事務室	昭和55年9月1日開館	41年
5	羽鳥公民館	講座室・研修室・実習室・事務室	昭和53年8月1日開館	43年
6	羽鳥ふれあいセンター	集会室・図書室・ふれあいホール	平成2年6月1日開館	31年
7	農村女性の家	共同学習健康増進室・会議室・談話室・遊戯室・農産加工室・事務室	昭和53年5月1日開館	43年
8	生涯学習センターコスモス (玉里公民館・図書館・史料館・玉里文化ホール)	サークル室・工芸室・和室・事務室・ロビー・展示資料室・集会室・資料閲覧室・レファレンス室・閉架書庫・図書館事務室・資料展示室・収蔵庫・文化ホール	平成6年7月26日開館	27年
9	民家園	—	平成9年4月1日開園	25年
10	玉川地区学習等供用施設	和室・集会室	昭和52年7月31日完成	44年
11	農村環境改善センター	多目的ホール・会議室・教養室・農事研修室・生活実習室・事務室	昭和55年5月1日開館	41年
12	しみじみの家	居間・和室・厨房・風呂	昭和63年完成	34年
13	玉里地区学習等供用施設	大会議室・第1会議室・第2会議室	平成31年3月31日完成	3年
14	小川文化センターアピオス	大ホール・小ホール・会議室1～2・和室・事務室	昭和57年11月1日開館	39年
15	四季文化館みの～れ	森のホール・風のホール・練習室1～3・和室・事務室	平成14年11月3日開館	19年

資料：生涯学習課資料より作成

■生涯学習関連施設位置図



■市の施設を利用したことがあるか



出典：平成 28 年度「小美玉市生涯学習推進計画」に係るアンケート調査

基本方向(1) 施設・設備の充実

生涯学習活動の場となる施設においては、老朽化等をはじめ、個別の状況を勘案し、施設の統廃合や市民ニーズに沿った設備の更新など、施設のあり方や効率的な運営を含めて検討し、市民が安全・快適に生涯学習活動を行えるよう支援します。

主な取組

① 施設・設備の充実

【生涯学習課】

重点

継続

- ・「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」に基づき、順次除却・集約化等の整理及び改修・修繕等による長寿命化を進め、適切な利活用を促進する。
- ・誰もが生涯学習施設を安心して快適に利用できるよう、施設の整備や改修の時期に合わせてユニバーサルデザイン(誰もが利用しやすいような生活環境のデザイン)化を推進する。

② 生涯学習施設の管理運営

【生涯学習課】

継続

- ・利用しやすく安全な施設となるよう、適切な施設管理を実施する。
- ・施設機能を充実するための運営体制づくりを行う。

基本方向(2) 施設の利用促進

市民が積極的に学習活動を行う拠点として、施設機能を充実させるとともに、インターネット等を活用した情報提供など、デジタル化の充実を図りながら各種サービス向上を目指し、市民が利用しやすい環境をつくります。

主な取組

① 施設利用に関する情報の提供

【生涯学習課】

継続

- ・インターネットによる施設の空き状況の確認や利用申請書等のダウンロード、施設利用の情報提供など、デジタル化の充実を図る。



▲景観整備（やすらぎの里小川）



▲図書除菌機の設置

基本方向(3) 市内外の学習情報の収集と発信

生涯学習に関連する行政施設や各種機関、大学などと情報ネットワークを構築し、幅広く学習機会や講師の情報などの収集と発信を行います。

主な取組

① 掲示物の収集及び設置

【生涯学習課】 継続

- ・市内外の学習機会等に関するパンフレットやチラシを収集し、市民が気軽に情報を入手できるよう生涯学習施設等に掲示・配布する。
- ・チラシ等の適正な管理・整理を行う。



▲サークル活動紹介掲示板



▲市内外の情報掲示物①



▲市内外の情報掲示物②



▲市内外の情報掲示物③

Ⅱ 知識の醸成と価値創造の場の充実

目指すべき主なゴール



市民一人一人の人生をより豊かなものとするため、より多くの市民が読書に親しむための取組を進めます。特に人格形成の重要な時期である子どもや、本や図書館へアクセスしにくい環境にある人々への読書推進を、地域の人々と連携しながら積極的に行います。

市民が利用しやすい図書館を目指すため、図書館資料及びサービスの充実に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した施設機能や設備の向上などを図ります。

基本施策

1 読書活動の推進

◆現状と課題

読書活動は、言葉や知性、感性、表現力、創造力など豊かな人生を生き抜く力を身につけるために大切なものです。

市民1人あたりの貸出数は平成28年度で2.7点となっており、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の令和元年度までは横ばいとなっていますが(各図書館(室)年度別貸出数の推移より)、全国では5.2点(平成26年度)となっていることから、市では今後も積極的に読書活動を推進していく必要があります。

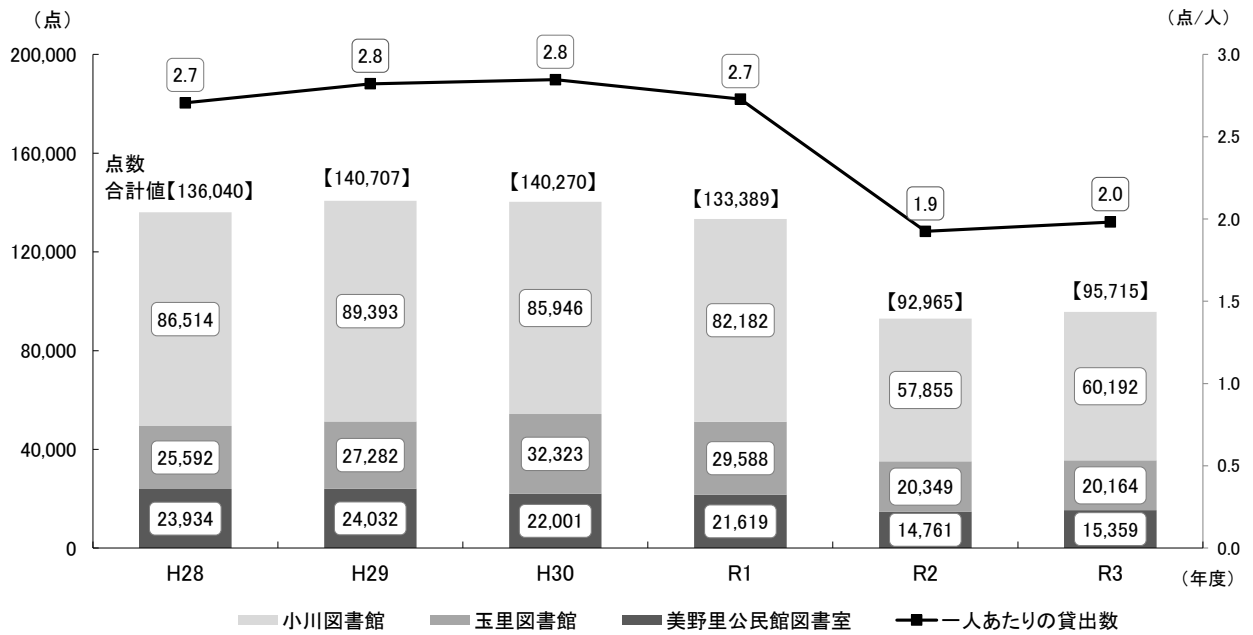
なお、生涯にわたり読書活動を行うためには、子どもの頃から本に触れ、楽しむことが大切です。市では令和3年度に「小美玉市子ども読書活動推進計画」を策定しました。今後は計画に基づき、親子で学び絆を深めることのできる読書活動の促進が求められています。

また、令和元年には「読書バリアフリー法」(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)が成立し、さまざまな障がいのある方が利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるような環境づくりが求められています。

◆施策の方針

- 年齢、生活環境、障がいなどによる格差が生じることなく、誰もが本に親しむことができる環境づくりに取り組みます。
- 読み聞かせなどのボランティアを育成するとともに、地域で行われている読書活動を支援することで、地域が一体となった読書推進体制を構築します。

■各図書館（室）年度別貸出数の推移



出典：小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会 年度事業報告より作成

基本方向(1) すべての市民に向けた読書活動の推進

年齢、生活環境、障がいの有無、住んでいる地区などにかかわらず、すべての市民が本に親しむことができるための環境づくり、また読書に関心を持ってもらえるためのきっかけづくりに取り組みます。

主な取組

① 図書館講座・イベントの開催

【生涯学習課】

重点

継続

- ・図書館利用促進のため、市民が気軽に参加できる講座や講演会、イベント等の事業を開催する。

【指標】講座・イベント開催数

実績値		目標値	
平成 28 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 9 年度
—	15回	—	20回



▲【図書館講座】子ども図書館員体験



▲【図書館イベント】美野里公民館図書室まつり

② おはなし会

【生涯学習課】 **重点** 継続

- ・乳幼児期から絵本に親しみ、親子でふれあう時間を過ごす機会を提供することで、豊かな感受性と創造力を養うとともに、本を読むことの楽しさを伝える。

【指標】参加者数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
601人	787人	700人	800人

③ ブックスタート

【生涯学習課】 **重点** 継続

- ・家庭でも絵本を開いて、親子でふれあってもらうため、生後4～5か月児の健診時に絵本のプレゼントと絵本の読み聞かせを行う。

【指標】配布率

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
—	96%	—	97%

④ 移動図書館車サービス

【生涯学習課】 継続

- ・図書館を利用しにくい市民でも本に親しむことができるよう、市内を巡回する移動図書館車を定期運行する。

⑤ 広報活動

【生涯学習課】 新規

- ・様々な世代や環境の市民に向けて、広報おみたま、図書館ホームページ、図書館だより、SNSなど多様な媒体を活用し、図書館や読書の魅力を発信する。

【指標】ホームページアクセス数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
—	29,887件	—	31,200件



▲おはなし会



▲移動図書館車

⑥ 障がい者が利用しやすい資料の整備

【生涯学習課】 **重点** **新規**

- ・大活字本、点字図書、LLブック*1、さわる絵本など、さまざまな障がい者が利用しやすい資料を図書館に整備する。

【指標】蔵書点数

実績値		目標値	
平成 28 年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
—	624 点	—	700 点

基本方向(2) 読書推進体制の構築

読み聞かせなどのボランティアを育成するとともに、家庭、学校、幼稚園や保育園など地域で行われている読書活動と連携し、支援することで、地域が一体となった読書推進体制をつくります。

主な取組

① 図書館ボランティアの育成

【生涯学習課】 **重点** **継続**

- ・読み聞かせなど図書館の活動を支援するボランティアの発掘・育成を図る。

② 地域の読書活動との連携

【生涯学習課】 **新規**

- ・学校、幼稚園、保育園、高齢者施設などで行われている読書活動と連携した事業や、図書館団体見学の受け入れを行う。

【指標】実施回数

実績値		目標値	
平成 28 年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
—	10 回	—	15 回

③ 団体貸出

【生涯学習課】 **新規**

- ・地域の活動のなかで図書館資料が活用されるよう、団体貸出を行う。

*1 LLブック:知的障がいのある人や日本語を母語としてない人など、文字を読んだり、本の内容を理解したりすることが苦手な人でもやさしく読めるよう工夫された本。

基本施策 2 図書館サービス等の充実

◆現状と課題

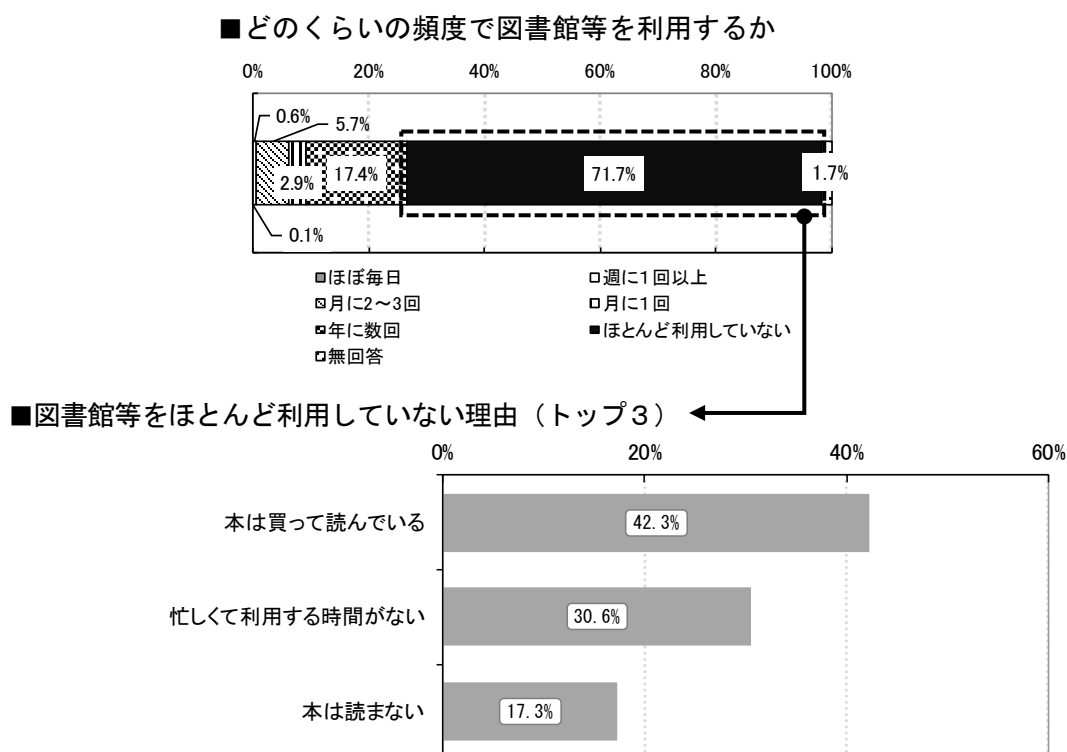
市民アンケートによると、図書館等の利用頻度の少ない人が多い状況にあります。(図書館等を「ほとんど利用していない」人が71.7%)

さらに、「小美玉市の生涯学習全般における満足度・重要性について」(資料編参照)を見ると、特に「図書館事業」の改善が求められており、また、ヒアリング等においても図書館の資料や設備、サービス等の充実に対する意見が複数あげられました。

このことから、市民のニーズに応じたきめ細かい図書館サービス等を展開することにより、市民が知識を醸成し、新たな価値の創造を行う場として相応しい、広く市民に利用される親しみある図書館を目指し、市民の生活文化の向上を図ることが求められています。

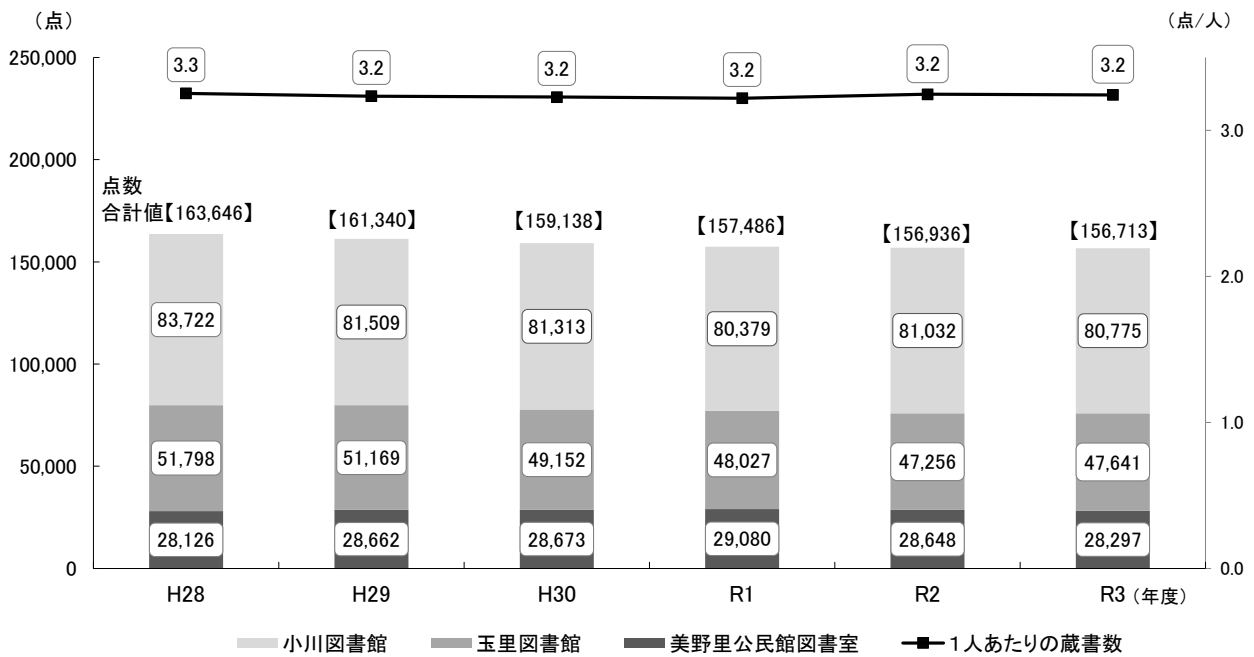
◆施策の方針

- 市民のニーズに応えた図書館資料の充実に努めるとともに、地域の資料などの適切な管理・収集を行います。
- 誰もが安心して快適に図書館で過ごすことができるよう、図書館施設の整備やサービスの充実を図ります。



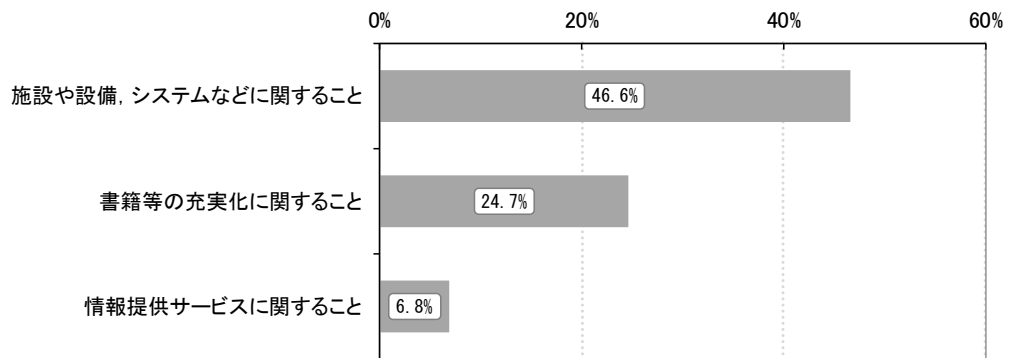
出典：平成28年度「小美玉市生涯学習推進計画」に係るアンケート調査

■各図書館（室）蔵書数の推移



出典：小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会 年度事業報告より作成

■図書館に関するご意見（アンケート自由回答）トップ3



出典：平成 28 年度「小美玉市生涯学習推進計画」に係るアンケート調査

基本方向(1) 図書館資料や図書館サービスの充実

市民のニーズに応え、図書館資料及びサービスを充実させます。また、地域の資料を含めた資料の適切な管理・収集を行います。

主な取組

① 図書館資料の充実

【生涯学習課】 **重点** **継続**

・市民ニーズに対応した、図書館資料の整備と充実を図る。

【指標】資料貸出数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
—	95,715 件	—	130,000 件

② レファレンスサービス

【生涯学習課】 **継続**

・市民の学習や研究、調査に必要な情報・資料の収集を支援するため、市民の問合せ等に対して、資料の検索、アドバイス等を行うなどレファレンスサービスを実施する。

③ 相互貸借サービス

【生涯学習課】 **継続**

・市図書館が所蔵していない資料については、県立図書館のほか、県内各図書館との相互貸借サービスにより迅速に対応する。

④ 図書館資料の適切な管理

【生涯学習課】 **継続**

- ・計画的な図書資料等の収集・受入・分類・配架・保存を行う。
- ・修理不能となった汚破損本や資料価値のなくなった資料、保存年限が経過した資料については、計画的な除籍に努めるとともに、図書館まつりや館内での配布を行う。
- ・貴重な地域資料や郷土資料の収集やデジタル化を行い、市民にも公開する。



▲図書館資料の整備



▲除籍本配布会

⑤ WebOPAC*¹サービス

【生涯学習課】

新規

・インターネット環境を通し図書館資料を検索、予約ができる環境を提供する。

【指標】予約件数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
—	4,650件	—	5,500件

⑥ 障がい者が利用しやすい資料の整備【再掲】(P.44)

【生涯学習課】

重点

新規

⑦ 団体貸出【再掲】(P.44)

【生涯学習課】

新規

基本方向(2) 施設機能や設備の整備

市民が安全に、また快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れながら、施設・設備の計画的な改善を図ります。

また、図書館の配置については、市民のニーズを勘案しながら適正化を図ります。

主な取組

① 施設の整備

【生涯学習課】

重点

継続

- ・施設の安全点検に基づき、必要な修繕を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた、誰にでも使いやすい施設となるよう計画的な施設の改善を図る。
- ・図書館が市民にとって居心地のよい場所となるよう、日常の維持管理を通して快適な環境づくりを行う。



▲館内 OPAC



▲児童書コーナー

*1 WebOPAC:OPAC(オパック、オーパック。Online Public Access Catalog)は、利用者自らが蔵書検索できるよう整備されたシステムのこと。主に図書館内の検索用端末により提供されていたが、インターネットにより館外からも検索可能になったものを特に「WebOPAC」と呼び区別している。

Ⅲ 次代を担う青少年の健全育成

目指すべき主なゴール



「地域の子どもは地域で守る」という理念に基づき、青少年健全育成活動の支援や学校・家庭・地域の連携・協力を進めるなど、地域における青少年育成体制の整備促進を図るとともに、社会体験や自然体験など青少年の体験活動を推進します。

児童生徒の放課後の居場所づくりや、青少年を取り巻く環境の健全化を図るなど、青少年の安全・安心な居場所づくりに努めるとともに、保護者が学ぶ機会の提供により家庭における教育力の向上に取り組みます。

基本施策

1 地域における青少年育成体制の整備促進

◆現状と課題

「平成29年版 子供・若者白書」(内閣府)によると、何でも悩みを相談できる人がいるかについては、「学校で出会った友人」と答えた人よりも「地域の人」と答えた人の方が現在の生活の充実度が高い傾向にあります。一方で、令和4年度ヒアリングでは、地域で子どもと接することのできる機会が少ないことから、学校や家庭からも積極的に関わっていく必要があるとの意見がありました。

このことから、より子どもたちが安心して心身ともに健全に育つことができるよう育成指導者となる青少年健全育成団体等との連携を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。

また、ヒアリングでは、青少年健全育成団体等の活動を行っていくなかで、団体や関係機関との共通認識や情報共有が課題と感じられていることがわかりました。

このため、青少年健全育成団体等の各活動がより有意義なものとなるよう、各団体等メンバーでの連絡体制を強化し共通理解を得たりするなど、子どもたちが安全に過ごせる環境を整える取組の促進が求められています。

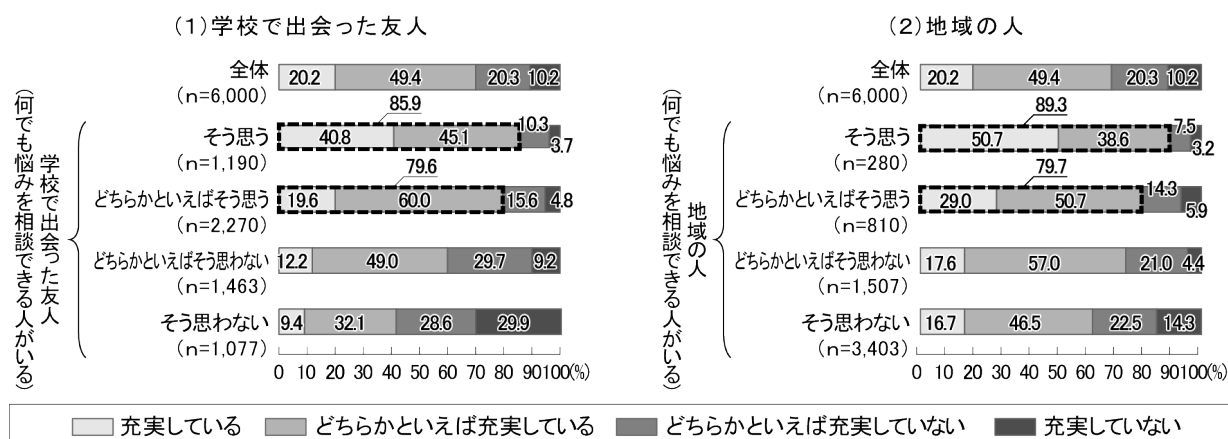
さらに近年では、青少年の急速なインターネットの利用拡大における問題や、成人年齢引き下げにおける消費者被害の拡大が懸念されており、このような有害環境から青少年を守るための取組も求められています。

◆施策の方針

○次代を担う青少年が、心身ともにたくましく成長できるまちを目指し、学校・家庭・地域や関係団体が連携し指導者やリーダーの養成、青少年を取り巻く環境の健全化、学校・地域における相談体制の充実など、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

○SNSによるトラブルが増加する中、青少年が事件などに巻き込まれないための研修会の開催や、きめ細やかな啓発活動を推進します。

■（若者の）つながりの認識別の生活の充実度



出典：「平成 29 年版 子供・若者白書」（内閣府）より作成

※本データは、平成 28 年度に内閣府が行った「子供・若者の意識に関する調査」（平成 28 年 12 月に全国の 15 歳から 29 歳までの男女 6,000 名を対象に実施したインターネット調査。）の結果をもとに作成されたものです。

基本方向(1) 青少年健全育成活動への支援

子どもたちの健全な育成を図るため、学校と家庭が連携し活動する団体を支援するとともに、「地域の子どもは、地域で守る」という理念に基づき、青少年の健全育成活動に取り組む各種団体を支援します。

また、七つの祝い事業や二十歳のつどい事業といった子どもたちの成長を祝う事業も継続して開催していきます。

主な取組

① 社会教育団体への支援

【生涯学習課】 継続

- ・学校と家庭がともに教育について理解を深め合い、学校教育の充実や地域における教育環境の充実を図るため、「市PTA連絡協議会」の活動を支援する。

② 子ども会育成団体への支援

【生涯学習課】 継続

- ・子どもたちが、祭りや遊びなど様々な体験を通して、異年齢のなかでの人とのつきあい方や社会のルールなどを身につけるため、「小美玉市子ども会育成連合会」の活動を支援する。

③ 各地域の青少年健全育成団体への支援

【生涯学習課】 継続

- ・青少年の健全育成と非行防止のため、パトロールや研修等を行う「小美玉市青少年相談員連絡協議会」の活動を支援する。
- ・青少年の健全な育成を図るため、子ども議会やあいさつ声かけ運動など、様々な事業・イベントを行う「青少年を育てる小美玉市民の会」の活動を支援する。

④ 七つの祝い事業

【生涯学習課】

重点

継続

- ・未来を担う子どもたちへのお祝いと健やかな成長を願い、ランドセル贈呈事業を実施する。

⑤ 二十歳のつどい事業

【生涯学習課】

重点

継続

- ・20歳の新しい門出を祝福するため、市内居住及び市内中学校を卒業した20歳を迎える方々を対象に、二十歳のつどいを開催する。
- ・対象者代表による実行委員会を組織し、企画から当日の進行までを担当する。



▲学校合同のあいさつ声かけ運動
(青少年を育てる小美玉市民の会)



▲子ども議会
(青少年を育てる小美玉市民の会)



▲七つの祝い事業



▲二十歳のつどい事業

基本方向(2) 学校・家庭・地域の連携・協力体制の整備促進

子どもに関わる家庭と地域のネットワークを密にし、学校と連携を図り、地域における青少年を育成する体制づくりを促進します。

また、青少年を取り巻く環境を健全に保つため、地域の店舗に協力を働きかけます。

主な取組

① 連携・協力体制の整備促進

【生涯学習課】

継続

- ・学校・家庭・地域が連携・協力して子どもを育むネットワークづくりを進め、保護者や地域住民による学校教育活動や地域の学習・体験活動等への支援を促進する。

② 学校を核とした地域コミュニティの活性化

【生涯学習課】

重点

新規

- ・「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて、コミュニティ・スクールと連携を図りながら、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う「地域学校協働活動」を推進し、次世代の青少年の健全育成を図る。
- ・学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等の人材育成を推進し、地域コミュニティの活性化を図る。

③ 「青少年の健全育成に協力する店」の登録促進

【生涯学習課】

継続

- ・地域にある店舗に、青少年に有害な商品の陳列・販売の制限や青少年への声かけなどに協力をする「青少年の健全育成に協力する店」への登録を促進する。

【小美玉市青少年相談員連絡協議会】

【指標】登録件数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
25件	28件	30件	35件

④ 青少年健全育成のための啓発活動

【生涯学習課】

重点

新規

- ・地域社会の連帯感を強め、豊かな人間関係を育み、明るく安全で住みよい地域社会づくりを進めるため、あいさつ声かけ運動を実施する。
- ・啓発用のぼり旗や標語に関する看板等を市内各地へ設置し、青少年育成に対する意識の啓発を行う。
- ・青少年がSNSによるトラブルに巻き込まれることなく安全に通信機器やインターネットを利用できるよう啓発活動を行う。

基本施策 2 青少年の体験活動の推進

◆現状と課題

平成25年中央教育審議会の答申(文部科学省)によると、今後の青少年の体験活動の推進については、少子化やメディアの普及などにより、これまで身近にあった遊びや体験の場、「本物」を見る機会が少なくなっていることを受け、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで、人づくりの「原点」である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されています。

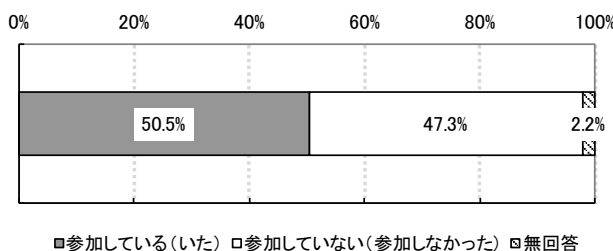
市民アンケートでは、地域の子どもが主体となる活動への参加率は 50.5%となっており、不参加の理由としては、「参加するきっかけがない」が 46.9%、「時間がないから」が 23.9%、「地域との関係が希薄だから」が 20.7%となっていることから、参加を促す機会の提供が重要であると考えられます。

このため、子どもたちの人間性や社会性を育む、青少年健全育成団体等が行う企画や社会体験活動、地域活動への参加を促進していくことが必要です。

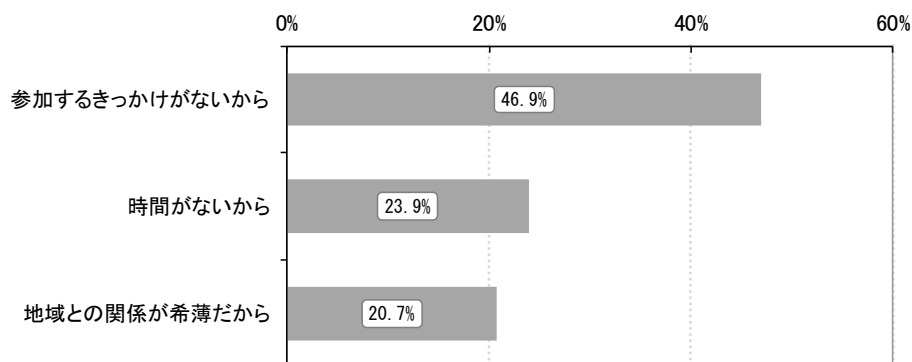
◆施策の方針

- 子どもたちの人間性や社会性を育むため、学校や家庭、地域社会と連携し、子どもの成長過程における体験活動を推進します。
- 地域の人々のふれあいを通して、地域社会の一員としての自覚を促すなど、青少年の地域の行事やイベントの参加を促進します。

■地域の子どもが主体となる活動（子ども会など）に参加しているか



■参加していない（いなかった）理由



出典：平成28年度「小美玉市生涯学習推進計画」に係るアンケート調査

基本方向(1) 社会体験活動の充実

地域社会の一員としてボランティア活動やまちづくり活動に参画する機会を提供します。また、自分が住んでいる地域への愛着心や誇りを育むきっかけをつくり、郷土愛の醸成を図ります。

主な取組

① 子ども議会

【生涯学習課】 **重点** 継続

- ・子どもたちが議会活動の一部を体験する子ども議会を開催する。市政をより身近に感じ関心を高めるため、子どもたちから見た市政に対する意見や要望、提言などを聞き、子どもたちのまちづくりへの参画を促進する。

【青少年を育てる小美玉市民の会】

② 職場体験・職場見学

【生涯学習課】 継続

- ・職場体験や職場見学の情報提供及び、受け入れを実施する。

【子ども図書館員体験】

③ 環境保全活動

【生涯学習課】 継続

- ・子どもたちが通学路のゴミ拾いを行い、地域の美化活動に参加することで、地域への愛着心を育てる。

【青少年を育てる小美玉市民の会】

④ 青少年のボランティア活動支援

【生涯学習課】 **重点** 新規

- ・市内在住もしくは在学の中高生で活動しているリーダーズクラブ小美玉の活動を支援する。子どもの体験活動を広げるとともに、子ども会活動の充実を図る。

【小美玉市子ども会育成連合会】

【指標】活動数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
—	6回	—	13回

⑤ 郷土検定の実施

【生涯学習課】 新規

- ・中学2年生・義務教育学校8年生を対象に、いばらきっ子郷土検定を実施し、郷土への愛着心や誇りを育む。

基本方向(2) 地域活動への参加促進

地域のイベントへの参画や子ども会活動の中心となるジュニアリーダーの育成を図るとともに、自然体験やレクリエーション、地域行事への参加を通して、子どもたちの思いやりの心や社会性を醸成します。

主な取組

① 子どもの体験イベント

【生涯学習課】

継続

・子どもたちの遊びを通じた様々な体験イベントを開催する。

【小美玉市子ども会育成連合会】

【指標】開催数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
1回	中止	1回	8回

② ジュニアリーダー研修会

【生涯学習課】

継続

・様々な体験活動による研修会や子ども会活動支援、自然体験キャンプの開催、市の行事への参画など、活動の中心となるジュニアリーダーの育成を図る。

【小美玉市子ども会育成連合会】

③ 三世代交流事業

【生涯学習課】

継続

・三世代交流事業やコミュニティまつりにおいて、地域の中で世代を超えてふれあい、交流を通して青少年の健全育成を図る。

【青少年を育てる小美玉市民の会】



▲こどもまつり



▲ジュニアリーダー研修会

◆現状と課題

全国的な青少年を取り巻く問題として、児童虐待、ひきこもり、子どもを狙った犯罪など、様々な状況があります。こうした状況の背景には、社会構造の変化や、家庭・地域での教育力の低下が関係していると考えられています。

子どもたちが、将来に向けて社会の一員としての社会性や自主性を身につけるためにも、同世代や異世代との交流や、地域の見守り役である大人とふれあうことのできる居場所をつくる必要があります。

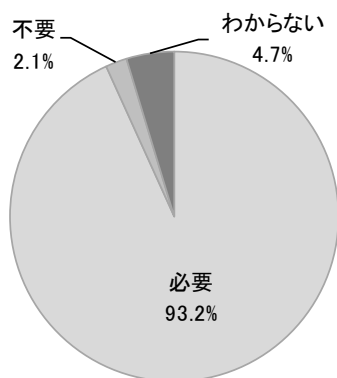
このことから、学校や家庭以外で、同世代や異世代と交流できる機会を設けるなど子どもたちが将来に向けて安心して健やかに成長できる環境を整えていくことが必要です。

◆施策の方針

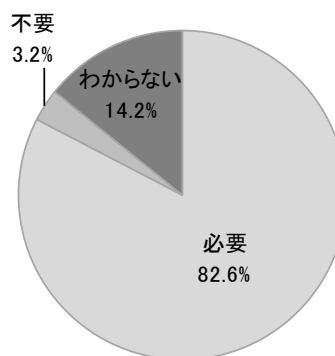
- 子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、児童が放課後などに安心して活動できる場所を提供します。
- 子どもたちが地域の人々と交流し見守られながら安全に過ごせる環境づくりに取り組みます。

■青少年相談員についてのアンケート

青少年の非行などを防止するためには警察以外にも地域の活動が必要だと思うか



青少年相談員の活動についてどう思うか



出典：「平成 27 年度 いばらきネットモニター」（茨城県）より作成

基本方向(1) 安全・安心な居場所づくり

児童が心豊かで健やかに成長していくよう、地域の中で放課後等の安全・安心な居場所を確保します。また、青少年が地域で安全・安心に過ごせるよう、巡回パトロールを実施するなど青少年を取り巻く環境の健全化に取り組みます。

主な取組

① 放課後子どもプラン

【子ども課】

継続

- ・小学校・義務教育学校1～6年生までの児童を対象とした放課後等における子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設置し、指導員を配置する。

【指標】放課後子どもプラン登録児童数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
614人	412人	維持	維持

② 市内及び特別巡回パトロール

【生涯学習課】

継続

- ・市内巡回パトロールや、祭りやイベント時の特別巡回パトロールを実施する。

【小美玉市青少年相談員連絡協議会】

【指標】実施回数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
24回	11回	26回	26回



▲放課後子どもプラン



▲青少年相談員 巡回パトロール

◆現状と課題

全国的に、家庭環境の多様化や地域社会の変化による親子の育ちを支える人間関係の希薄化が進んでおり、また、これにより、子育てについて不安や悩みを抱える親や、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる様々な問題が生じています。

ヒアリングでは、子どもやその親がきちんとあいさつができていないなど、将来にわたって必要な基本的な力が備わっていないという意見が出され、市民アンケートでは、青少年健全育成に取り組むためには、特に家庭における教育力の向上が重要と考えられていることがわかりました。

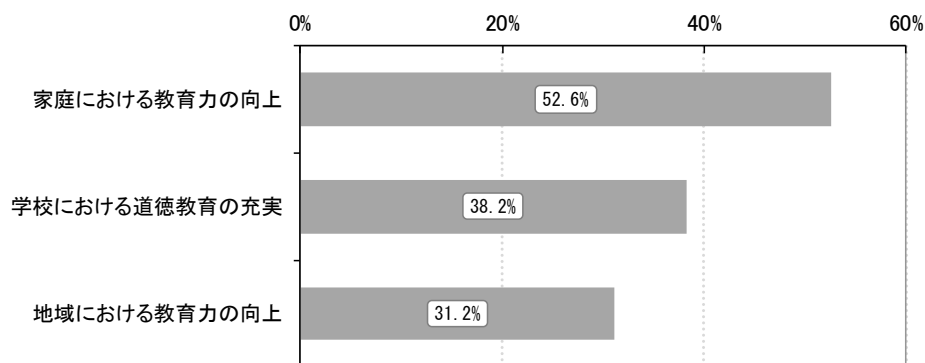
なお、本市では、公立の幼稚園・小学校だけではなく、私立の幼稚園・保育園においても家庭教育学級を実施していますが、参加者が固定化されている状況にあることもわかりました。

このことから、今後も親と子のニーズを把握しながら様々な講座を設けるとともに、家庭教育学級の内容の質を向上させていくことが必要です。

◆施策の方針

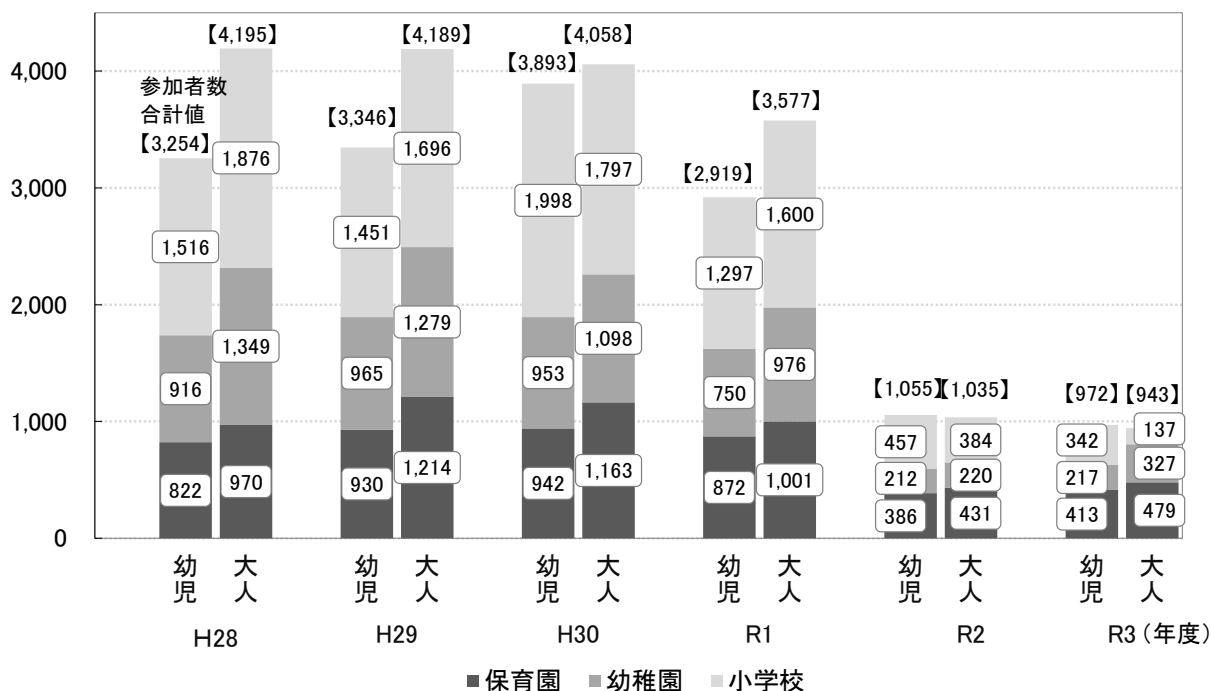
- 家庭の教育力を向上させるため、各幼稚園・保育園・学校において家庭教育学級を実施し、保護者が学ぶ機会を提供します。
- ニーズに応じた訪問型家庭教育支援の整備を図りながら、家庭・地域と連携した家庭教育支援に取り組みます。

■青少年健全育成に取り組むため、何に力を入れることが重要か（トップ3）



出典：平成28年度「小美玉市生涯学習推進計画」に係るアンケート調査

■家庭教育学級参加者数の推移
(人)



出典：小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会 年度事業報告より作成

基本方向(1) 家庭の教育力向上

保護者が家庭教育学級を通して、家庭でのしつけや子育てに関する知識を学ぶことで、家庭の教育力向上を図ります。また、子育ての悩みなどを共有できる保護者同士のネットワークづくりの機会を提供します。

主な取組

① 家庭教育学級の実施

【生涯学習課】 **重点** 継続

- ・子育ての基本的な知識や子どもの生活習慣、しつけなどに関して学ぶ機会の提供や保護者同士の交流の機会となる家庭教育学級を保育園、幼稚園、学校において開催する。

【指標】実施率

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
93.5%	66.6%	96.8%	100.0%

② 家庭教育学級の内容の充実

【生涯学習課】 継続

- ・保護者が子どもへの接し方やしつけなどについて学び・体験するだけでなく、保護者同士で家庭での教育について話し合えるよう、専門家を交えながらグループでワークショップ*1を行うなど家庭教育学級の充実を図る。
- ・家庭教育学級だよりを配布し情報提供を図る。

③ 家庭・地域と連携した家庭教育の支援

【生涯学習課】

重点

新規

- ・家庭教育支援に関する情報提供を行う。
- ・保護者のニーズに応じた訪問型の家庭教育支援体制づくりを図る。



▲家庭教育学級だより「あるひ」



▲家庭教育学級（講話）

*1 ワークショップ:様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていくこと。

Ⅳ 文化芸術の創造・発信

目指すべき主なゴール



市民の地域に対する愛着心や創造力を育みながら、市民と小美玉市が協働で取り組む文化芸術活動の充実を図るとともに、活動を支える歴史・文化団体への支援を図ります。

地域にとってかけがえのない財産である文化財等の適正な保存・管理に努めるとともに、史・資料館の展示内容や館外活動の充実、埋蔵文化財の公開など調査成果の公表及び活用を図ります。

「小美玉市まるごと文化ホール計画^{*1)}」の理念に基づき、市民の創造性豊かな文化芸術活動を支援するとともに、様々な機会を通して市民の文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

基本施策

1 文化芸術活動の充実

◆現状と課題

文化芸術を創造・発信するため、誰もが参加できる創造的な文化芸術活動を充実させる必要があります。

本市においては、市主催の芸術鑑賞事業や、住民劇団・住民楽団による文化芸術活動、また、市民が企画運営に関わりながら事業を実施するなど、多くの市民が参加できる事業を展開しています。また、市内 3 館の委員会や文化ボランティアなどの住民参画者数が 500 人以上いることや、「小美玉市の生涯学習全般についての満足度と重要性(5段階評価)」では、文化芸術関連の項目の満足度が高い傾向にあることから、市の文化芸術活動は活発であると言えます。

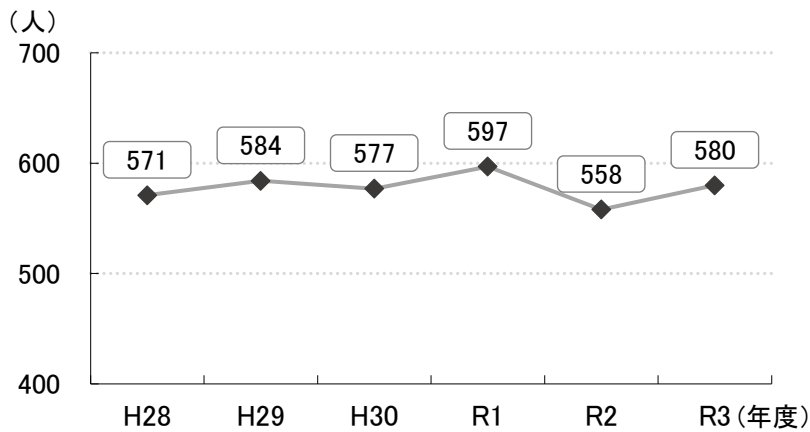
このように、活動の発表の場や優れた文化・芸術の鑑賞機会を提供するとともに、市民による自主的な文化・芸術活動の展開を支援していくことが求められています。

◆施策の方針

- 音楽や演劇など、市民の文化芸術活動の活性化を図るとともに、アーティストの活用を進めながら、地域の実情に応じた文化芸術活動を推進するなど、小美玉らしい文化芸術の創造・発信します。
- まちの歴史の財産である文化財や無形民俗文化財などを地域のボランティア団体等の協力を得ながら適切に保存・活用し、地域の歴史・文化を継承していきます。

*1 小美玉市まるごと文化ホール計画:小美玉市の文化ホール 3 館を拠点に、まち全体の元気をどんなふうにつくっていくか。そして 10 年後に向けていかに伸ばしていくかを考えた計画。

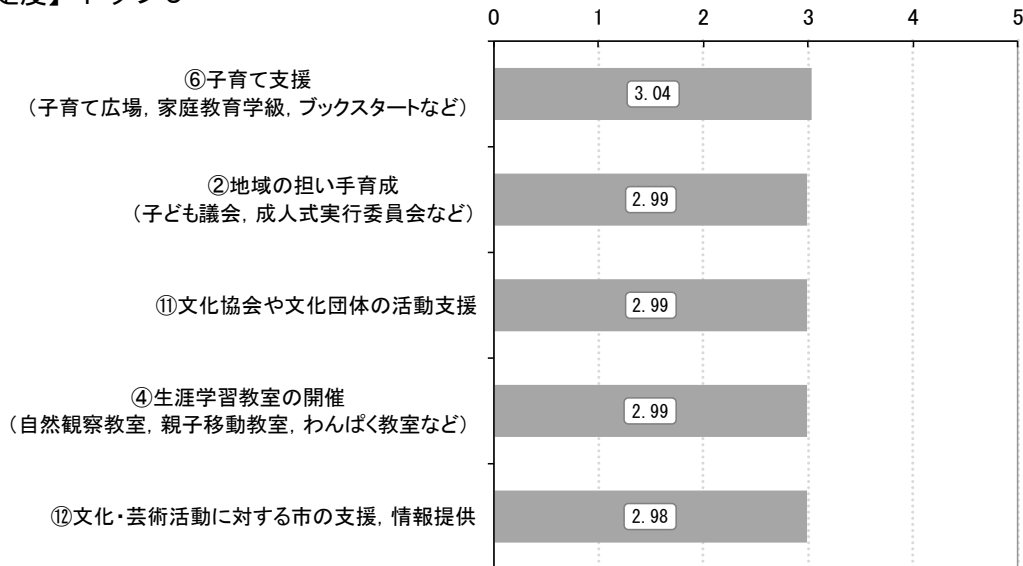
■市内3館の委員会や文化ボランティアなどの住民参画者数



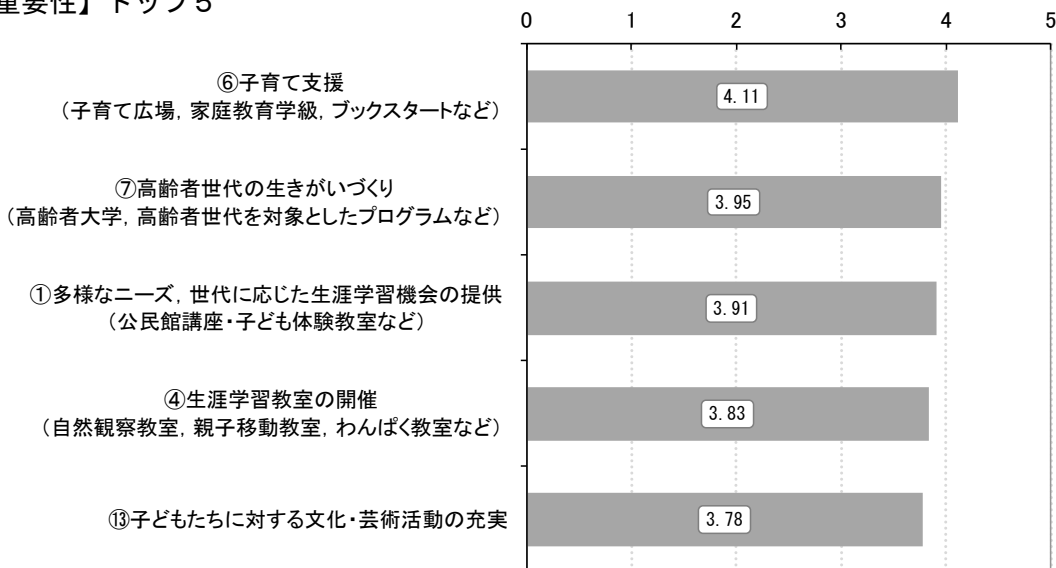
資料：生涯学習課資料より作成

■小美玉市の生涯学習全般についての満足度と重要性（5段階評価）

【満足度】トップ5



【重要性】トップ5



出典：平成28年度「小美玉市生涯学習推進計画」に係るアンケート調査

基本方向(1) 文化芸術活動の充実

市民が主役の文化芸術活動を市民と行政が協働で取り組み、地域の実情にあった事業を推進します。また、文化芸術による地域活性化を目指します。

主な取組

① 文化芸術活動の推進体制

【生活文化課】 【生涯学習課】 **重点** **継続**

- ・市民による実行委員会、プロジェクトチームを中心に、企画から実行に至るまで、市民参画(住民参加、住民参画、住民主体、行政支援)による多様な事業を展開していく。

【アピオスぱるず、みの〜れ支援隊、コスモスサポーターズ】、【自主事業の企画運営チーム】

【指標】市内3館の委員会や文化ボランティアなどの住民参画者数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
571人	580人	585人	600人

② 住民劇団・住民楽団の支援

【生活文化課】 【生涯学習課】 **継続**

- ・市民が文化活動へ参加するきっかけづくりや参加しやすい環境を整えることにより、市民自らが音楽や舞台芸術をつくり上げるなど、市の文化芸術の向上に取り組む。

【住民劇団「演劇ファミリーMyu」、「演劇 Crew Cosmo's」】、

【住民楽団 楽団四季「Jolly forest Jazz orchestra」】

【指標】参加者数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
118人	131人	120人	130人

③ 音楽を楽しむ事業の推進

【生活文化課】 **重点** **継続**

- ・市民が参加しやすい、参加して楽しい、そして、質の高い音楽事業を提供するため、アーティストと市民ボランティアによる参加型の事業を推進する。

【おやこ DE ジャズ】、【光と風のステージ CUE】

【指標】出演者と住民スタッフ人数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
28人	38人	30人	40人

基本方向(2) 歴史・文化関係団体の支援

地域固有の歴史・文化を次代に伝えていくために、市文化協会をはじめとする市内文化芸術活動ボランティア団体等の支援を図ります。

主な取組

① 指導者の育成・情報提供

【生涯学習課】 **継続**

・指導者講習会の開催や団体相互の情報交換のためのネットワークづくりにより、歴史関連ボランティア団体の活動の充実を図る。

【玉里御留川を歩く会】、【小川郷土文化研究会】、【小美玉市古文書研究会】、
【古文書を勉強する会】、【玉里の史跡と自然を護る会】

② 市文化協会祭事業

【生活文化課】 **継続**

・市文化協会の活動における支援に努めるとともに、日頃の活動の成果発表の場として「市文化協会祭」を開催する。

【指標】市文化協会祭参加者数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
2,020人	683人	2,050人	2,080人

③ 市民文化祭事業

【生活文化課】 **重点** **継続**

・本市産業と地域文化の振興を目的として市文化協会及び文化団体の参加による「市民文化祭」を開催する。

【指標】市民文化祭参加者数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
6,731人	中止	6,900人	7,000人



▲市民文化祭



▲文化協会祭

基本施策 2 文化財の保護と史・資料館の充実

◆現状と課題

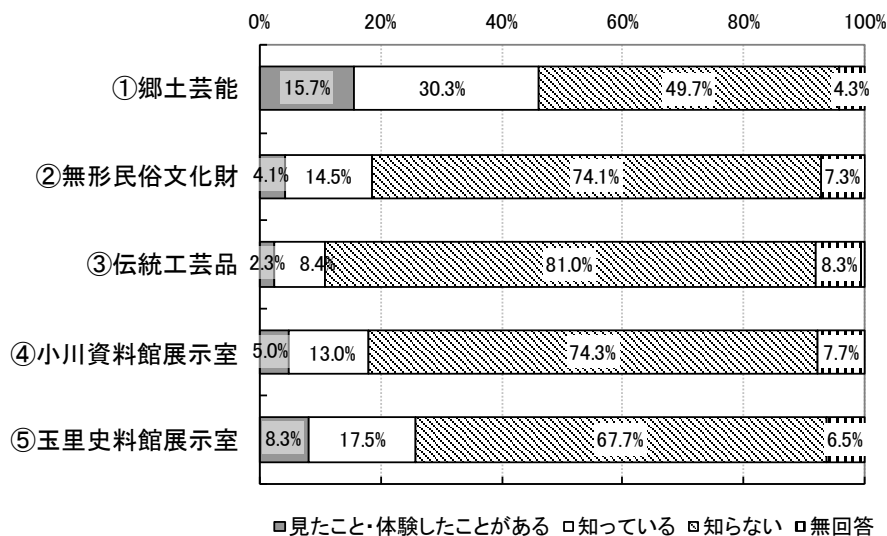
本市には、下馬場ばやし・堅倉ばやし・羽鳥^{はやし} 囃子といった郷土芸能や、立延の^{あおやきい} 青屋祭や^{ほんづな} 盆綱・^{そが} 素鷲神社の祇園祭などの無形民俗文化財、そして伝統工芸品があります。これら地域の歴史を伝える貴重な文化財を保存・継承していくことが大切です。

しかし、市民アンケートではこれら文化財等について「知らない」という人が、「伝統芸能」では49.7%、「無形民俗文化財」では74.1%、「伝統工芸品」では81.0%いる状態です。そのため、市ではこれら文化財等の保存・継承に努めるとともに市民の郷土愛を育むため、文化財等に関する活動の支援や、市民が地域の歴史・文化を身近に感じてもらうための展示や館外活動等の取組を推進していく必要があります。

◆施策の方針

- 市指定文化財などについては、保存・修理などを推進するとともに周知や情報発信などの活用を図ります。
- 遺跡地図のデジタル化を推進し、市ホームページを活用して、誰もが遺跡の情報を利用できるようにします。
- 調査・研究の成果を反映した展示会や市民のニーズに即した教育普及事業を推進します。また、地域の歴史や文化を次世代に伝えるため、現在の常設展示を分かりやすく充実したものにリニューアルします。
- 郷土芸能や無形民俗文化財、地域の伝統行事の保存・継承を支援します。

■市の伝統文化・民俗・文化財について



出典：平成28年度「小美玉市生涯学習推進計画」に係るアンケート調査

■小美玉市指定文化財一覧

指定区分	種類	No.	名 称	指定年月日	指定区分	種類	No.	名 称	指定年月日	
有形文化財	建造物	1	駒形神社本殿	S51.12.1	民俗文化財	有形民俗	35	藤井家の民具	S51.12.1	
		2	貴船神社本殿	S51.12.1		無形民俗	36	下馬場ばやし	S51.12.1	
		3	鳳林院山門	S57.3.24			37	立延の盆綱	S51.12.1	
		4	鹿島神社本殿	S61.7.17			38	立延の青屋祭	S51.12.1	
		5	山中薬師堂本堂	S61.7.17			39	堅倉ばやし	S57.3.24	
		6	照光寺山門	H14.6.6			40	羽鳥囃子	H16.7.23	
	絵画	7	阿弥陀如来画像	S53.5.6	41		素鷲神社の祇園祭	H27.3.18		
		8	不動明王及び二童子画像	S45.6.26	史跡	42	南坪貝塚	S51.12.1		
	彫刻	9	釈迦如来涅槃曼荼羅	S54.8.27		43	野中貝塚	S51.12.1		
		10	石造 地藏菩薩立像(日限地藏)	S51.12.1		44	地藏塚古墳	S51.12.1		
		11	木造 地藏菩薩立像(赤身地藏)	S51.12.1		45	与沢経塚	S51.12.1		
		12	木造 十一面観世音菩薩立像	S51.12.1		46	天聖寺歴代和尚の墓	S51.12.1		
		13	木造 虚空蔵菩薩坐像	S51.12.1		47	本間玄琢一族の墓	S51.12.1		
		14	木造 天妃尊椅像及び四童子立像	S53.5.6		48	羽黒古墳群	S44.4.24		
		15	木造 阿弥陀如来坐像	S44.4.24		49	愛宕山古墳群	S44.4.24		
		16	木造 阿弥陀如来坐像	S44.4.24		50	泥障塚古墳群	S51.3.25		
		17	木造 山中薬師仁王像	S61.7.17		51	勅使塚古墳	S51.3.25		
		18	石造 仁王像	S50.9.5		52	稻荷山古墳	S59.7.18		
	工芸品	19	木造 薬師如来坐像	S51.3.1		53	竹原城跡	S55.3.26		
		20	木造 観音菩薩立像	H21.7.1		54	中台の一里塚	S55.3.26		
		21	白磁製子安観音像	S45.6.26		55	竹原中郷経塚	S55.3.26		
		22	紺糸緘二枚胴具足	S45.6.26		56	栗原掃部衛門碑	S44.4.24		
	書跡	23	竹原神社神輿	S61.7.17		天然記念物	57	鹿嶋神社のケヤキ	S51.12.1	
		24	銅鐘	S50.9.5			58	ヒサカキ	S51.12.1	
		25	烈公書神名記	S51.12.1			59	コノテカシワ	S51.12.1	
	古文	26	紙本墨書 六字名号伝親鸞聖人の書	S55.3.26			60	鹿嶋神社の大杉	H6.4.19	
		27	三十六歌仙色紙	S50.9.5			61	ウバユリ群生地	H3.8.27	
	資料	28	傘連判状	H16.12.20			62	大宮神社樹叢	S51.3.1	
		29	紙本墨書 修善院由来之事	H21.7.1			63	愛宕神社樹叢	S51.3.23	
	歴史資料	30	雷電山経塚出土の経塚遺物	H11.12.2			64	素鷲神社のケヤキ	H27.3.18	
		31	灰釉陶器 短頸壺・蓋	S51.3.1			65	素鷲神社のケンポナシ	H27.3.18	
		32	朝倉家医学書及び薬草標本	S51.12.1						
		33	板碑	S59.7.18						
		34	鈴木家古文書等「水戸藩玉里御留川」関係資料	H23.3.1						

出典：生涯学習課資料及び「小美玉市史跡文化財ガイドマップ」より作成

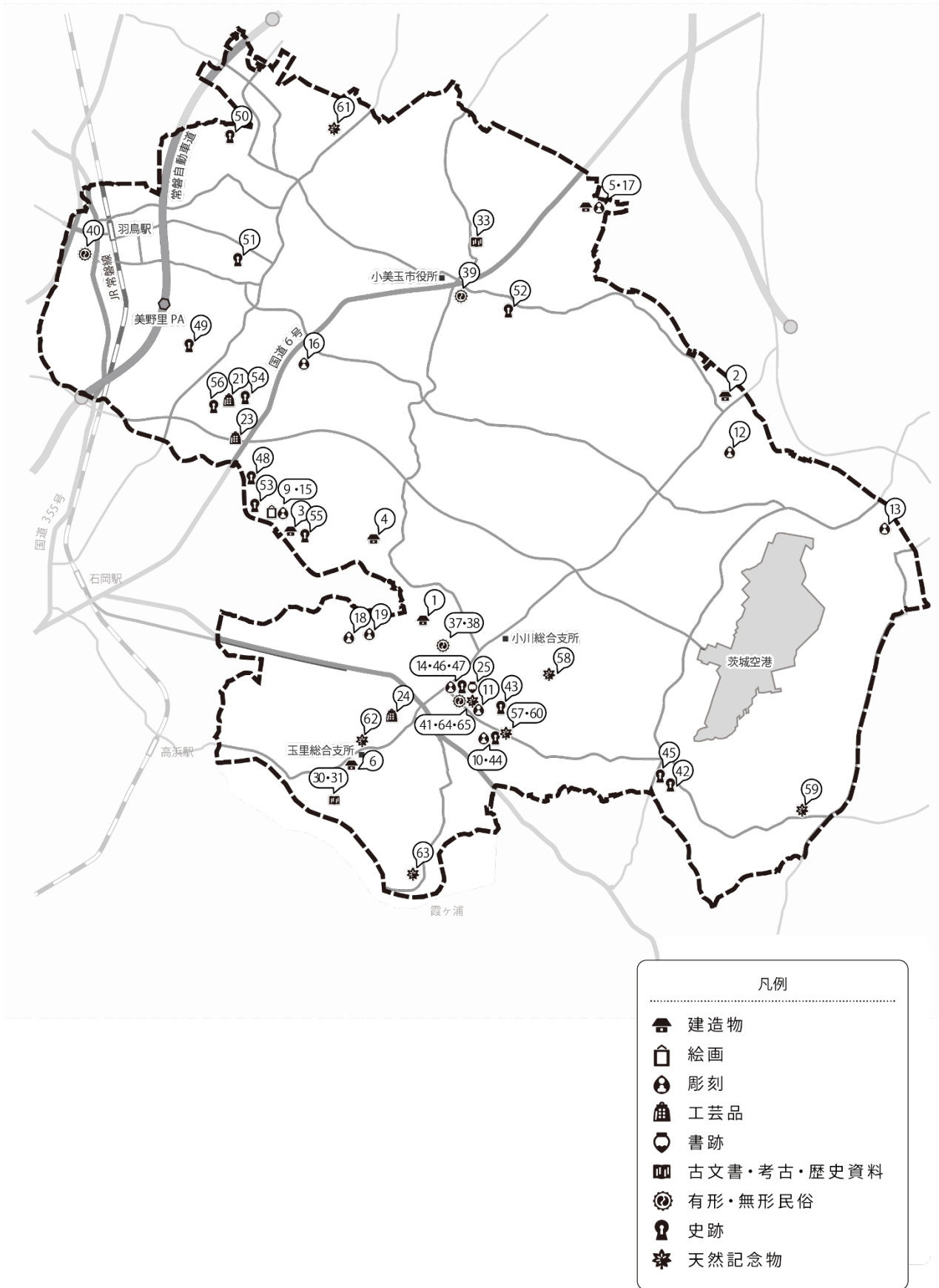


▲立延の盆綱



▲永福寺 木造阿弥陀如来坐像

■小美玉市指定文化財MAP



出典：生涯学習課資料及び「小美玉市史跡文化財ガイドマップ」より作成

基本方向(1) 文化財等の適正な保存・管理

本市の歴史・文化・伝統を継承していくため、市内各所に分散している文化財(収蔵品)や郷土資料など図書類の適正な保存・管理を行い、収蔵品の種類に応じた一括管理を推進します。

主な取組

① 文化財の適正な保存・活用

【生涯学習課】 継続

- ・地域の歴史を伝える大切な文化財を適正に維持し、市民が親しめるよう活用していくため、文化財の周辺の除草作業や看板の設置等を行う。
- ・開発等の工事にともなう試掘調査及び発掘調査を行う。

② 収蔵施設の確保

【生涯学習課】 重点 継続

- ・収蔵品及び図書等の整理・分類に取り組む。
- ・収蔵施設を確保し、適正な保存、収蔵品の種類に応じた一括管理を行う。

③ 郷土芸能保存会への支援【再掲】(P.70)

【生涯学習課】 継続

④ 民俗文化財保護活動への支援【再掲】(P.70)

【生涯学習課】 継続



▲堅倉ばやし



▲素鷲神社の祇園祭

基本方向(2) 展示内容・館外活動の充実

地域の歴史や文化を次代に伝えるため、常設展・特別展・企画展の展示内容の充実を図ります。

また、館外活動として史跡巡りなどの教育普及事業を実施します。

主な取組

① 常設展示リニューアル*1事業

【生涯学習課】

重点

継続

- ・地域の歴史や文化を次世代に伝えるため、常設展示を分かりやすく充実したものにリニューアルする。

② 企画展等の開催及び教育普及事業の実施

【生涯学習課】

継続

- ・市民ニーズや日頃の調査研究成果を反映した特別展・企画展を開催する。
- ・館外活動として、昔の人々の暮らしを学ぶ体験学習や史跡巡りなどの歴史探訪講座等の教育普及事業を実施する。

【指標】開催回数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
5回	4回	6回	6回



▲企画展



▲歴史探訪講座

*1 リニューアル:装いを新たにすること。

基本方向(3) 調査成果の公表及び活用

本市の貴重な財産である文化財や歴史資料・埋蔵文化財の調査・研究を行い、その成果を公表及び活用していきます。

主な取組

① 史料館報の刊行 【生涯学習課】 継続

・市内の文化財や歴史資料について、調査・研究の成果を史料館報として毎年1回刊行する。

② 埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行 【生涯学習課】 継続

・開発等にもなう埋蔵文化財の発掘調査報告書を刊行する。

③ 出土品展の開催 【生涯学習課】 重点 継続

・発掘調査等で出土した遺物を展示する速報展を毎年1回開催する。

基本方向(4) 地域文化・伝統の継承

郷土芸能や民俗文化財の保護活動を行う団体への支援を行い、市民に地域の歴史・文化・伝統を知ってもらうことにより、市民の地域への愛着心を育てます。

主な取組

① 郷土芸能保存会への支援 【生涯学習課】 継続

・郷土芸能保存会の活動が活発に行われるように支援する。

【美野里町郷土芸能保存会】

② 民俗文化財保護活動への支援 【生涯学習課】 継続

・市内に残るお囃子や神輿などの民俗文化財の保護を行う保存会の活動が活発に行われるように支援する。

【羽鳥囃子保存会】、【堅倉ばやし保存会】、【竹原神社神輿保存会】、【素鷲神社の祇園祭】

基本施策 3 市民の文化芸術に触れる機会の充実

◆現状と課題

本市では、市内の文化ホール3館を拠点としてまち全体をどのように元気にしていくかを考えた「小美玉市まるごと文化ホール計画」を基に、「持続可能な豊かな文化のまち」の実現を目指しています。そのため、3つの文化ホールそれぞれの特性や地域の活動を生かし、市民が文化芸術に触れることのできる機会を充実させていくことが大切です。

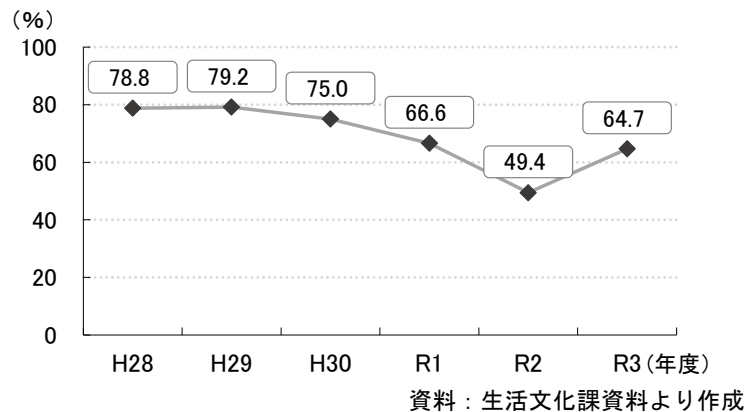
市の文化芸術の活動拠点となる市内3館の大ホール稼働率の平成28年度から30年度では約80%と高い稼働率となっています。(※令和元年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働率が低くなっています。)しかし、市民アンケートにおける文化ホールの利用頻度を見ると(P38参照)、文化ホールのなかでも最も利用頻度が高い「四季文化館(みの〜れ)」は、「よく利用する」と「時々利用する」を合わせて約4割となっており、稼働率と比較すると市民の利用頻度が高いとはいえない状況にあります。

このことから、幅広い市民が本物の文化芸術に触れ、新しい発見ができるよう、様々なかたちで関われる文化芸術の取組を実施していくとともに、市民の文化芸術活動については、これまでの活動を更にステップアップできる仕組みづくりを促進し、文化芸術活動の新たな担い手を育成していくことが必要です。

◆施策の方針

- 市内の文化ホール3館がそれぞれの特徴を生かした自主事業を展開するとともに、学校と連携しながら、子どもたちを対象とした学校芸術鑑賞事業や学校アクティビティ事業等を推進していきます。
- 今後、更に市民が文化ホールに足を運ぶ機会を増やすため、関心の高い市民はもとより文化芸術に対して無関心な層にも受け入れられるように、多様な企画の創出や広報の充実を図っていきます。

■ 3館大ホール稼働率の平均値



基本方向(1) 文化芸術に触れる機会の提供

市民が質の高い文化芸術に触れるための機会の拡大を図るとともに、ワークショップや体験教室など、実際に体験できる機会を増やすことで、誰もが参加できる文化事業を推進します。

主な取組

① 鑑賞事業

【生活文化課】 **重点** **継続**

- ・優れた舞台芸術・コンサート・映画等の鑑賞機会を提供する。

【指標】3館の入館者、利用者数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
195,460人	73,421人	220,000人	225,000人

② 創造事業

【生活文化課】 **重点** **継続**

- ・市独自のオリジナル作品等の企画制作をする。
- ・市民参加機会の提供及び支援活動を行う。

【指標】実行委員会登録者数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
152人	237人	170人	200人

③ 育成事業

【生活文化課】 **重点** **継続**

- ・芸術や文化活動を担う人材や団体を育成する。

【指標】創作団体数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
3団体	7団体	4団体	7団体



▲小川文化センターアピオス



▲四季文化館みの〜れ



▲生涯学習センターコスモス

④ コスモスプロジェクト

【生涯学習課】 **重点** 継続

- ・生涯学習活動の推進と文化の振興を図るため、コスモスを中心に、市民が主体となって実施するプロジェクトの支援に取り組む。
- ・コスモスプロジェクトにより生涯学習センターコスモスや周辺施設のしみじみの家、民家園の活性化を図る。

【指標】コスモスプロジェクト事業参加者数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
1,703人	970人	1,900人	2,100人

⑤ 文化講演会

【生涯学習課】 継続

- ・市民が広い視野から文化や教育を展望するような、時代のニーズに合った課題をテーマに講演会を実施する。
- ・市民の学習機会の提供に寄与することを目的に、文化・教育・人権等幅広い分野から支持される講師を選定し開催する。

【小美玉市子ども会育成連合会・青少年を育てる小美玉市民の会】

⑥ 中学校支援事業

【生活文化課】 継続

- ・中学校の演劇部や吹奏楽部の支援を行う。また、職場体験として文化ホールの運営に関する技術を体験できるプログラムを提供する。

⑦ 学校芸術鑑賞事業・学校アクティビティ事業

【生活文化課】 **重点** 継続

- ・次代を担う子どもたちや青少年が、優れた文化芸術に触れる機会を提供する。

⑧ 地域アクティビティ事業

【生活文化課】 継続

- ・ホールだけでなく市内のあらゆる地域に出向き、文化芸術に触れてもらう機会を創出し、市民が文化ホールへ足を運ぶきっかけづくりをする。

【指標】実施回数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
18回	3回	20回	10回

⑨ 劇場デビュー事業

【生活文化課】 **重点** 継続

・妊娠・子育て中の人などが気軽に参加できる文化芸術事業を継続的に実施する。

【指標】入場者数

実績値		目標値	
平成 28 年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
1,279 人	707 人	1,300 人	1,000 人

⑩ 優れた文化芸術に触れる機会の充実

【生活文化課】 **重点** 新規

・より多くの住民へ質の高い文化芸術に触れる機会を提供する。

【指標】自主事業における来館者の満足度

実績値		目標値	
平成 28 年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
—	—	55%	60%

⑪ 魅力的な劇場づくり

【生活文化課】 **重点** 新規

・劇場の運営及び文化芸術活動への愛着度を高める。

【指標】施設の参画・参加者の推奨・参加・感謝の修正 NPS*1

実績値		目標値	
平成 28 年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
—	—	—	50 点



▲コスモスプロジェクト事業(土器をつくろう)



▲学校アクティビティ事業

*1 NPS:Net Promoter Score(ネット・プロモーター・スコア)の略で、ビジネスの世界において、顧客のロイヤルティーや継続利用意向を知るための指標として使われており、「推奨者」の割合から「非推奨者」の割合を引いた数値で表す。数値が高いほど推奨意向が高い。

基本方向(2) 文化ホール事業の充実(3館)

幅広い市民に親しまれる文化ホールとなるよう、市民の文化芸術活動を支える各館のボランティア組織の育成・支援を図るとともに、3館それぞれの特色を生かした施設運営を行います。また、文化ホールに関する情報の周知を徹底するため、戦略的な広報活動を行います。

主な取組

① サポーター事業

【生涯学習課・生活文化課】

重点

継続

・市民の文化芸術活動を支えるボランティア組織を育成・支援する。

【コスモスサポーター】令和4年度現在：1部門1組織

【みの～れ支援隊】令和4年度現在：4部門7組織

【アピオスぱるず】令和4年度現在：4部門1組織

【指標】各サポーターの住民参画者数

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
212人	233人	230人	250人

② 小美玉市まるごと文化ホール計画推進事業

【生涯学習課・生活文化課】

重点

継続

・「小美玉市まるごと文化ホール計画」に基づき、3つの文化ホールが連携し、特性を生かすことで、継続して地域住民に親しまれる運営を推進する。

【指標】3館大ホール稼働率の平均値

実績値		目標値	
平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度
78.8%	64.7%	79.0%	79.2%

③ 広報戦略事業

【生活文化課】

継続

・文化ホール事業を多くの市民に知らせるために、ホームページや広報紙等の充実を図るとともに、SNS^{*1}や動画などのツールを取り入れながら、様々な文化事業に関する情報を発信する。

*1 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスので、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。(参考：総務省「国民のための情報セキュリティ」)



.....

◆ **第5章 計画の推進**

.....



1 推進体制

本計画の推進にあたっては「小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会」において、実施状況を進行管理することとします。

さらに、全庁的に計画に取り組んでいくため、生涯学習所管課を中心に関係団体との連携強化を図ります。

2 協働による計画の推進

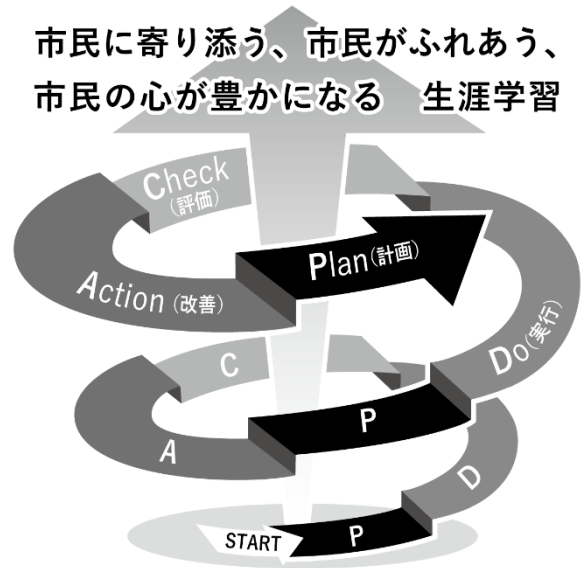
本計画の推進にあたっては、基本理念に掲げる「市民に寄り添う、市民がふれあう、市民の心が豊かになる生涯学習」を実現するため、これまで進めてきた市民との協働の取組を踏まえ、市民、地域、各種団体、関係機関等と行政の更なる連携を図り、協働による計画を推進します。


3 進行管理

本計画を着実に推進していくためには、計画を定期的に点検・評価し、より質の高い生涯学習施策が展開できるよう取り組んでいくことが重要です。

進行管理にあたっては、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)からなるPDCAサイクルに基づき、主な取組及び指標(数値目標)の達成状況の把握と評価を行い、次年度以降に実施する施策や事業の改善・見直しをスパイラルアップ(好循環)しながら継続的に進めていきます。

なお、令和4年度の改定においては、人口減少や少子高齢化の状況、人々の生活に大きな変化をもたらした新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、指標の考え方について見直しを行いました。今後はこの指標に基づき、取組を進めていきます。





◆ 資料編



1 策定経緯

■令和3年度

年月日	会議等	内容
令和3年 7月20日	第1回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定方針について ・全体スケジュールについて ・アンケートの概要について
11月12日	第1回策定会議 小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・策定方針及び全体スケジュール ・アンケートの概要について
12月1日 ～12月17日	「小美玉市生涯学習推進計画」及び 「小美玉市スポーツ推進計画」に係る アンケート調査	アンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市内居住している18歳以上の市民（1,500人）
令和4年 2月8日	第2回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市の教育を取り巻く概況 ・市民意向の動向把握

■令和4年度

年月日	会議等	内容
5月11日 ～5月25日	新規施策調査	担当課への調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・新規施策の確認
5月20日	団体ヒアリング	各種団体ヒアリングの実施 学校安全・青少年育成団体グループ <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成について ・登下校時の交通安全や防犯、災害時の対応について ・家庭や学校との連携について 社会教育関係グループ <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ禍における活動状況について ・今後の活動場所の利用や安全性について ・教育環境の整備について ・地域や家庭との連携について 図書館関係グループ <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ禍における活動状況について ・今後の活動における新たな取組について ・図書館の設備、安全性や利用しやすさについて
7月19日	第3回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市教育振興基本計画（案） ・小美玉市生涯学習推進計画（案） ・小美玉市スポーツ推進計画（案）
9月28日	第2回策定会議 小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・団体ヒアリング実施結果について ・小美玉市生涯学習推進計画（素案）について
11月1日	第4回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市教育振興基本計画（素案） ・小美玉市生涯学習推進計画（素案） ・小美玉市スポーツ推進計画（素案）

年月日	会議等	内容
12月1日	市議会全員協議会	・小美玉市生涯学習推進計画（改定案） ・パブリックコメントの実施について
12月16日～ 令和5年 1月16日	パブリックコメントの実施	・小美玉市生涯学習推進計画（改定案）
2月7日 ⇒書面開催	第5回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会 書面による開催	・パブリックコメント結果報告 ・小美玉市教育振興基本計画（改定版）（最終案） ・小美玉市生涯学習推進計画（改定版）（最終案） ・小美玉市スポーツ推進計画（改定版）（最終案）
2月24日	第3回策定会議 小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会	・パブリックコメント結果報告 ・小美玉市生涯学習推進計画（改定版）（最終案）
2月24日	答申	・小美玉市生涯学習推進計画（改定版）答申
2月28日	市議会全員協議会	・小美玉市生涯学習推進計画（改定版）及び パブリックコメント結果報告

2 小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会

(1)小美玉市社会教育委員に関する条例

平成 18 年3月 27 日

条例第 72 号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第1項の規定により小美玉市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第2条 委員の定数は、20 人以内とする。

(委嘱)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、小美玉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは委員の任期中でも解嘱することができる。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、別に定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年3月 27 日から施行する。

(2)小美玉市社会教育委員会議運営規則

平成 18 年3月 27 日

教育委員会規則第 18 号

(趣旨)

第1条 この規則は、小美玉市社会教育委員に関する条例(平成 18 年小美玉市条例第 72 号)第5条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 委員の会議(以下「会議」という。)には、委員の互選による議長、副議長各 1 人を置く。

(議長及び副議長の任期)

第3条 議長及び副議長の任期は、2年とする。

(議長及び副議長の職務)

第4条 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要がある場合に招集するものとする。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

第6条 議長及び副議長がともに欠けたときは、第4条の規定にかかわらず、教育長が会議を招集する。

(会議の定足数及び議決)

第7条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、平成 18 年3月 27 日から施行する。

(3)小美玉市公民館条例

平成 18 年3月 27 日

条例第 76 号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 20 条の目的を達成するため、小美玉市公民館(以下「公民館」という。)を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、別表第1のとおりとする。

(連絡等に当たる公民館)

第3条 前条に規定する小美玉市玉里公民館(以下「玉里公民館」という。)を、同条に規定する他の公民館の連絡等に当たる公民館とする。

2 前項に規定する連絡等に当たる公民館は、当該公民館の事業のほか、公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館で処理することが不相当と認められる事業を実施するものとする。

(職員)

第4条 公民館に、館長その他必要な職員を置く。

(利用の許可)

第5条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料)

第6条 前条の許可を受け公民館を利用する者(以下「利用者」という。)は、別表第2に定める額の使用料を納入しなければならない。

2 前項のほか、公民館の附属設備器具を利用する者は、教育委員会規則で定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の制限)

第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当すると教育委員会が認める場合又は事業運営上特別な必要が生じた場合には、教育委員会は、利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 法令の規定に違反して利用しようとし、又は利用したとき。
- (2) 利用のための手続に違反したとき。
- (3) 利用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 利用に関して係員の指示に違反し、又は利用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(損害賠償)

第10条 公民館の施設又は設備を汚損し、き損し、又は亡失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(公民館運営審議会の設置)

第11条 法第29条第1項の規定に基づき、玉里公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」)を置く。

- 2 審議会は、小美玉市社会教育委員に関する条例(平成18年小美玉市条例第72号)第3条に規定する社会教育委員をもって充てる。
- 3 第2条に規定する各公民館は、前項に規定する審議会を共有することができる。

(公民館審議委員の定数)

第12条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、20人とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会はその任期中であってもこれを解嘱することができる。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員に対する報酬及び費用弁償は、別に定めるところによる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営並びに審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小川町中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例(昭和47年小川町条例第6号)、美野里町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例(昭和55年美野里町条例第9号)又は玉里村総合文化センターの設置、管理及び職員に関する条例(平成6年玉里村条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第35号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。〔別表〕略

(4)小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会委員名簿

■令和3年度・令和4年度

No.	氏 名	第3条区分	役職・所属等	備 考
1	大平 勇次	学識経験のある者	元高等学校長	議長
2	菊地 稔	学識経験のある者	元中学校長	副議長
3	稲田 雅志	学校教育の関係者	市学校長会長	令和3年度
	皆川 修	学校教育の関係者	市学校長会長	令和4年度
4	柴山 修二	学校教育の関係者	茨城県立中央高等学校長	
5	笹目 雄一	学識経験のある者	市議会議員	令和3年度
	荒川 一秀	学識経験のある者	市議会議員	令和4年度
6	小田 和広	学校教育の関係者	市PTA連絡協議会代表	令和3年度
	山口 速美	学校教育の関係者	市PTA連絡協議会代表	令和4年度
7	松本 栄子	社会教育の関係者	市女性会代表	
8	袴田 喜美子	社会教育の関係者	市文化協会代表	令和3年度
	横山 由紀恵	社会教育の関係者	市文化協会代表	令和4年度
9	大山 進	学識経験のある者	元行政職員	
10	貝塚 勇	学識経験のある者	コスモスプロジェクト委員	
11	加瀬 美代子	学識経験のある者	旧小川公民館運営審議会委員	
12	長谷川 明夫	学識経験のある者	元行政職員	
13	藤田 千夏子	学識経験のある者	市青少年相談員	
14	保田 しつ子	学識経験のある者	女性農業士	
15	田中 正志	学識経験のある者	元行政職員	
16	金子 進	学識経験のある者	元社会教育指導員	
17	海老澤 悦子	学識経験のある者	小美玉生物の会	

3 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会

(1)小美玉市教育振興基本計画等策定委員会設置要綱

平成28年6月30日

教育委員会訓令第4号

改正 平成29年5月11日教委訓令第2号

令和3年3月26日教委訓令第2号

令和3年6月24日教委訓令第6号

(設置)

第1条 小美玉市教育振興基本計画及び小美玉市生涯学習推進計画並びに小美玉市スポーツ推進計画(以下「教育振興基本計画等」という。)の策定について必要な事項を調整・協議するため、小美玉市教育振興基本計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画等策定に係る調査等に関し評価検討すること。
- (2) 教育振興基本計画等策定に係る資料に関し助言すること。
- (3) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(運営)

第4条 策定委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教育長をもって充て、委員会の会務を総理する。

(会議等)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その座長となる。

2 委員会において必要があると認められるときは、委員以外の者の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(ワーキング会議)

第6条 教育振興基本計画等の策定に必要な調査・研究を行い、計画原案を作成するためワーキング会議を置く。

2 ワーキング会議は、別表第2に掲げる課等の職員をもって組織する。

3 ワーキング会議に会長を置き、会長は教育企画課長をもって充てる。

(アドバイザー)

第7条 計画原案の作成にあたって、専門的な見地から意見及び助言を得るため学術経験者等をアドバイザーとして招くことができる。

2 アドバイザーには、予算の範囲内において謝礼金を支払うものとする。

(事務局)

第8条 策定委員会及びワーキング会議の庶務は、教育委員会教育企画課において行う。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この訓令は、策定委員会の所掌事務が終了した段階でその効力を失う。

附 則(平成29年教委訓令第2号)

この訓令は、平成29年5月18日より施行する。

附 則(令和3年教委訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日より施行する。

附 則(令和3年教委訓令第6号)

この訓令は、令和3年7月1日より施行する。

別表第1(第3条関係)

(1) 教育長
(2) 市長公室長
(3) 企画財政部長
(4) 総務部長
(5) 保健衛生部長
(6) 福祉部長
(7) 教育部長
(8) 文化スポーツ振興部長

別表第2(第6条関係)

(1) 企画調整課
(2) 健康増進課
(3) 子ども課
(4) 社会福祉課
(5) 介護福祉課
(6) 教育指導課
(7) 教育企画課
(8) 生涯学習課
(9) スポーツ推進課
(10) 幼稚園
(11) 小学校
(12) 中学校
(13) 義務教育学校
(14) 生活文化課

4 諮問書

小美玉市生涯学習推進計画について

少子高齢化、高度情報化、グローバル化など社会の急激な変化の中で、市民の生涯学習に対する関心は一層高まっております。

生涯学習推進計画と連携する市の総合計画や教育振興基本計画の改定にあわせ、本計画についても社会情勢や市民ニーズを踏まえた見直しをする必要があることから、社会教育法第17条第1項第2号の規定により、貴審議会の調査・審議を求めます。

令和3年11月12日

小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会
議長 大平 勇次 様

小美玉市長 島田 穰一

小美玉市教育委員会

5 答申書

小美玉市生涯学習推進計画について

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、令和3年11月12日に諮問のあった「小美玉市生涯学習推進計画」について、本審議会において調査・審議を行った結果、別紙のとおり、答申します。

なお、計画の推進にあたっては、少子高齢化による影響など、生涯学習を取り巻く様々な状況に対応しながら、着実な進行管理に努めるとともに、基本理念である「市民に寄り添う、市民がふれあう、市民の心が豊かになる 生涯学習」の実現に向けて取り組まれるよう要望します。

令和5年2月24日

小美玉市長 島田 幸三 様

小美玉市教育委員会 様

小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会
議長 大平 勇次

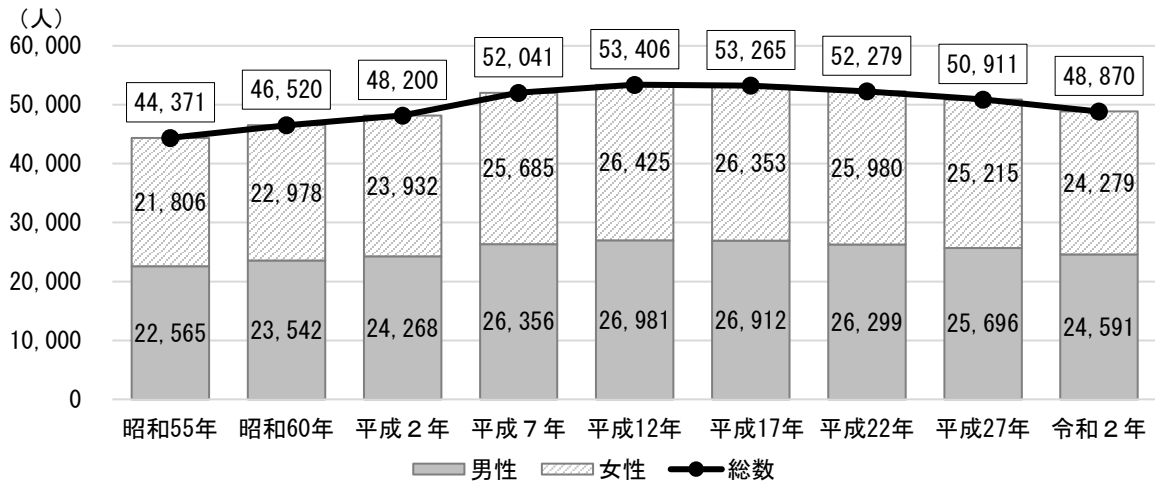
6 参考資料

(1)小美玉市の概況

1)人口

本市の人口は昭和55年以降増加していましたが、平成12年の 53,406 人をピークに減少傾向となっており、令和2年では 48,870 人となっています。

■小美玉市の人口の推移

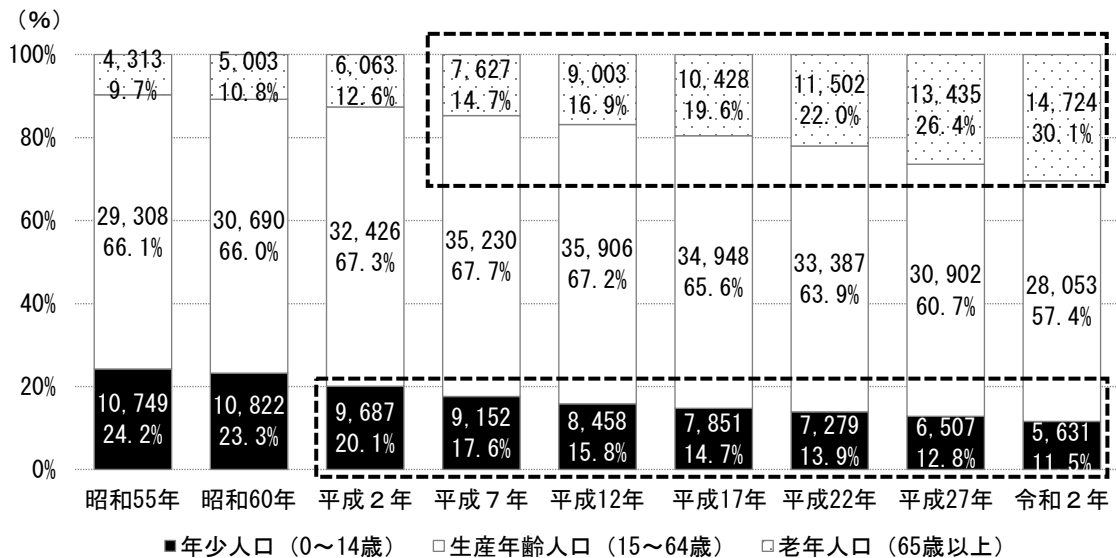


出典：国勢調査(総務省統計局)より作成

2)年齢区分別人口比率

年齢区分別の人口比率では、年少人口(0～14歳)の比率は、平成2年に大きく減少して以降、減少傾向が続いており、令和2年では 11.5%と昭和60年の約半分となっています。老年人口(65歳以上)の比率は継続的に増加しており、特に平成7年以降は増加傾向が加速し、令和2年では30.1%となっています。

■年齢3区分別の人口比率の推移



※年齢不詳は除く。小数点第2位で四捨五入しているため、合計は100%にならないものがある。

出典：国勢調査(総務省統計局)より作成

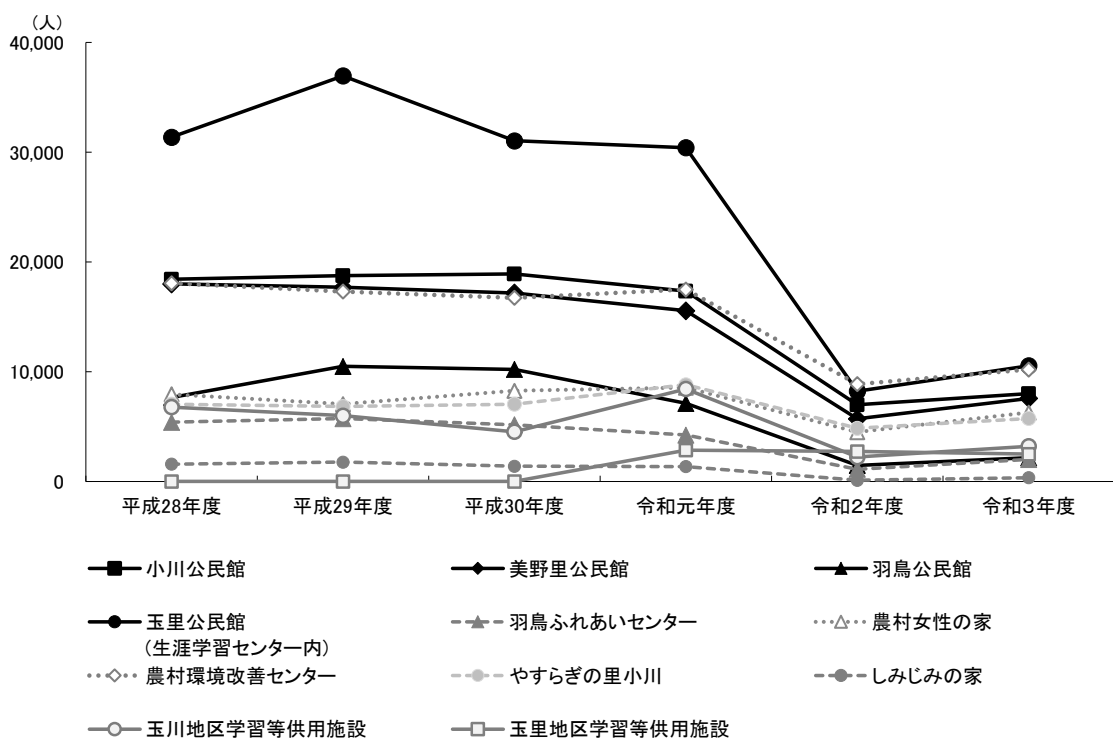
(2)小美玉市の生涯学習の現状

1)公民館等の状況

①公民館等の利用状況（年度別）

- ・利用者数では、玉里公民館(生涯学習センター内)が最も多く、平成29年度では 36,958 人が利用しています。
 - ・過去6年間の平均値で見ると、玉里公民館(生涯学習センター内)が24,759人と最も多く、次いで農村環境改善センターが14,772人、小川公民館が14,735人となっています。
 - ・令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ています。なお、平成28年度から平成30年度までの平均利用者数と令和3年度の増減率をみると、全体では約6割減少、しみじみの家や羽鳥公民館では約8割減少となっています。
- ※令和2年度は、公民館等施設の使用自体を年間の約2割程度禁止。

■公民館等の年度別利用者数の推移



(単位: 人、%)

施設名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	過去6年間の平均	増減率※2
小川公民館	18,427	18,755	18,901	17,350	6,978	7,998	14,735	▲57.2%
美野里公民館	17,999	17,686	17,166	15,555	5,702	7,559	13,611	▲57.1%
羽鳥公民館	7,651	10,485	10,206	7,114	1,460	2,154	6,512	▲77.2%
玉里公民館(生涯学習センター内)	31,375	36,958	31,039	30,414	8,230	10,539	24,759	▲68.2%
羽鳥ふれあいセンター	5,389	5,727	5,163	4,222	1,103	2,000	3,934	▲63.1%
農村女性の家	7,938	7,041	8,256	8,539	4,495	6,271	7,090	▲19.0%
農村環境改善センター	18,059	17,298	16,726	17,490	8,861	10,200	14,772	▲41.2%
やすらぎの里小川	7,039	6,828	7,037	8,807	4,841	5,735	6,715	▲17.7%
しみじみの家	1,575	1,763	1,385	1,345	101	333	1,084	▲78.8%
玉川地区学習等供用施設	6,770	5,990	4,518	8,419	2,223	3,197	5,186	▲44.5%
玉里地区学習等供用施設※1	-	-	-	2,846	2,724	2,483	2,684	-
合計	122,222	128,531	120,397	122,101	46,718	58,469	101,082	▲64.6%

※1 玉里地区学習等供用施設は、令和元年度より利用開始

※2 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前(平成28年度から平成30年度まで)の平均と令和3年度の増減率

出典: 小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会 各年度事業報告より作成

2) 図書館の状況

① 図書館の概要

・本市には3館の図書館(室)があり、小川図書館、玉里図書館は公民館、史・資料館等と併設、美野里公民館図書室は公民館内に配置されています。開館時間を見ると、小川図書館は午後8時まで開館しています。

■ 図書館の概要

(令和4年8月現在)

施設名	開館時間	休館日
小川図書館	午前9時30分～午後8時00分 祝日のみ 午前9時30分～午後5時00分	毎週月曜日(祝日の場合は開館し直近の平日休館)、月末館内整理日、特別整理期間、年末年始
玉里図書館	午前9時30分～午後6時00分	毎週月曜日、祝日、月末館内整理日、特別整理期間、年末年始
美野里公民館図書室	午前9時30分～午後6時00分	毎週水曜日(祝日の場合その翌日)、祝日、年末年始

出典：小美玉市公式ホームページより作成

② 図書館(室)の分類別貸出数

・令和3年度の貸出数内訳を見ると、小川図書館は、他の図書館と比べて児童書の割合がやや多く、5割を超えています。

■ 各図書館(室)の分類別貸出数(令和3年度)

(単位：点、%)

	小川図書館		玉里図書館		美野里公民館 図書室		総数	
	点	%	点	%	点	%	点	%
図書(一般書)	25,004	41.5%	8,426	41.8%	10,225	66.6%	43,655	45.6%
図書(児童書)	30,198	50.2%	9,690	48.1%	4,665	30.4%	44,553	46.5%
雑誌	2,017	3.4%	618	3.1%	243	1.6%	2,878	3.0%
視聴覚資料	2,973	4.9%	1,430	7.1%	226	1.5%	4,629	4.8%
合計	60,192	100.0%	20,164	100.0%	15,359	100.0%	95,715	100.0%

※比率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計値と合わない場合があります。

出典：小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会 令和3年度事業報告より作成

③ 図書館(室)の分類別蔵書数

・令和3年度の蔵書数内訳を見ると、小川図書館は、他の図書館よりも児童書や視聴覚資料の割合がやや多くなっています。

■ 各図書館(室)の分類別蔵書数(令和3年度)

(単位：点、%)

	小川図書館		玉里図書館		美野里公民館 図書室		総数	
	点	%	点	%	点	%	点	%
図書(一般書)	47,797	59.2%	30,363	63.7%	18,776	66.4%	96,936	61.9%
図書(児童書)	29,096	36.0%	14,910	31.3%	9,216	32.6%	53,222	34.0%
雑誌	536	0.7%	630	1.3%	158	0.6%	1,324	0.8%
視聴覚資料	3,346	4.1%	1,738	3.6%	147	0.5%	5,231	3.3%
合計	80,775	100.0%	47,641	100.0%	28,297	100.0%	156,713	100.0%

※比率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計値と合わない場合があります。

出典：小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会 令和3年度事業報告より作成

3) 史・資料館等の状況

① 史・資料館等の概要

・本市には、展示室がある玉里史料館と小川資料館、古民家の見学ができる民家園があります。利用時間等については、以下の通りとなっています。

■ 史・資料館等の概要

(令和4年8月現在)

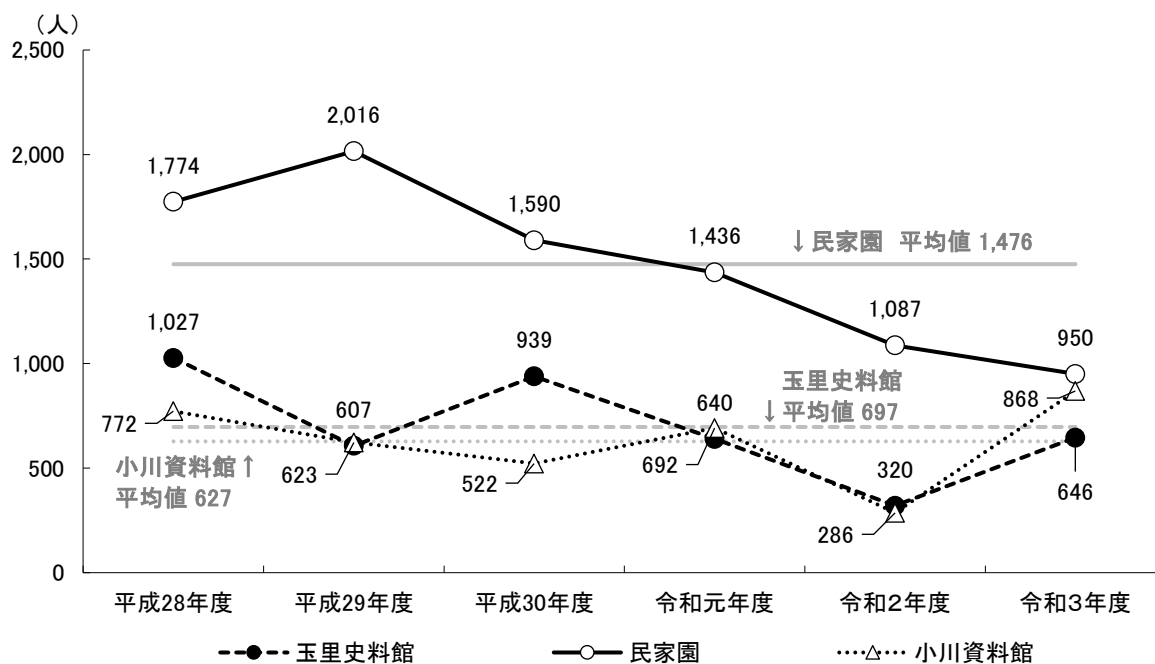
施設名	内容	開館時間	休館日	入場料
玉里史料館 (生涯学習センター内)	展示室	午前9時30分～ 午後6時00分	毎週月曜日(祝日の場合その祝日及び翌日)、国民の休日、12月28日～1月4日	無料
民家園	古民家 (見学以外に、会議・講習会等に利用可)	午前9時30分～ 午後5時00分	毎週月曜日(祝日の場合その祝日及び翌日)、国民の休日、12月28日～1月4日	無料
小川資料館 (小川図書館と併設)	展示室	午前9時30分～ 午後6時00分	毎週月曜日(祝日の場合は開館し直近の平日休館)、館内整理日(毎月末日)、年末年始(12月28日～1月4日)、特別整理期間(毎年1回15日以内)	無料

出典：小美玉市公式ホームページより作成

② 史・資料館等の利用状況(年度別)

- ・民家園の利用者数は、平成29年度では、2,000人を超えましたが、平成30年度以降減少しています。
- ・玉里史料館の利用者数は、平成28年度及び平成30年度では、1,000人前後となっています。
- ・小川資料館の利用者数は、平成28年度から平成30年度までで、やや減少していましたが、令和3年度では868人と近年で最も多い利用者数となっています。

■ 史・資料館等の年度別利用者数の推移



出典：小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会 年度事業報告より作成

4)生涯学習出前講座の状況

- ・平成28年度では全体で9回実施され計589人が、平成29年度では全体で10回実施され計869人の参加がありました。なお、玉川地区コミュニティでは、毎回300人の参加人数となっています。
- ・平成30年度は、全体で5回実施され、計160人の参加がありました。
- ・講座の内容を見ると、フラワーアレンジメントやマジックショーは継続的に実施されています。

■平成 28 年度出前講座 実施内容・参加人数

番号	地区名・団体名	実施日	講座名	参加人数
1	倉数川前	5月19日(木)	フラワーアレンジメント	20人
2	下吉影小学校	6月15日(水)	手話	19人
3	下馬場区	10月16日(日)	大正琴	62人
4	玉川地区コミュニティ	10月30日(日)	マジックショー	300人
5	納場青空子供会	12月18日(火)	マジックショー	95人
6	倉数川前	12月27日(火)	フラワーアレンジメント	20人
7	下玉里 岡	2月18日(土)	ミニバンド日本の歌	35人
8	希望ヶ丘老人クラブ	2月23日(木)	高齢者の医療保険制度について	30人
9	中根老人クラブ	3月6日(月)	フラワーアレンジメント	8人
合計				589人

■平成 29 年度出前講座 実施内容・参加人数

番号	地区名・団体名	実施日	講座名	参加人数
1	倉数川前区	5月8日(月)	フラワーアレンジメント	20人
2	中根老人会	5月17日(水)	フラワーアレンジメント	12人
3	下吉影小学校第2学年 PTA	6月15日(木)	親子ヨガ教室	21人
4	玉川地区コミュニティ	10月29日(日)	フラダンス	300人
5	玉川地区コミュニティ	10月29日(日)	ミニバンド 日本の歌	300人
6	佐才子供会	12月3日(日)	マジックショー	60人
7	堅倉小学校	10月4日(水)	小美玉市のことを知ろう	60人
8	希望ヶ丘老人クラブ	11月24日(金)	介護保険で利用できるサービスの種類と内容	30人
9	倉数川前区	12月29日(金)	フラワーアレンジメント	20人
10	柴高子供会	12月17日(日)	マジックショー	46人
合計				869人

■平成 30 年度出前講座 実施内容・参加人数

番号	地区名・団体名	実施日	講座名	参加人数
1	倉数川前区	5月24日(木)	フラワーアレンジメント	20人
2	中根老人会	5月10日(木)	フラワーアレンジメント	10人
3	佐才子供会	12月16日(日)	マジックショー	50人
4	いきいき健康教室	12月29日(土)	フラワーアレンジメント	15人
5	ひまわり子供会	2月16日(土)	マジックショー	65人
合計				160人

出典：小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会 年度事業報告より作成

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度・令和2年度は各1講座実施、令和3年度は実施なし。

(3)「小美玉市生涯学習推進計画(改定)」に係るアンケート調査結果まとめ

1)調査の目的

「小美玉市生涯学習推進計画」の見直しにあたり、市内に居住している18歳以上の市民に本市の生涯学習に関する調査を行い、計画改定の基礎資料とすることを目的としアンケートを実施しました。

2)調査の実施概要

①調査対象者

・市内に居住している18歳以上の市民(男女各750名、年代別無作為抽出)

②調査方法

・郵送配布・回収

③調査期間

・市民対象:令和3年12月1日(水)～令和3年12月17日(金)

④配布・回収状況

対象者	配布数	回収数 (有効回答数)	回収率 (有効回答率)
市内居住している18歳以上の市民1,500人	1,500	282 (282)	18.8% (18.8%)

参考:前回調査(H28年度実施)について

市内居住18歳以上の市民2,000人 郵送配布・回収(回収数:726、回収率:36.3%、有効回答数:725、有効回答率:36.3%)

⑤調査結果について

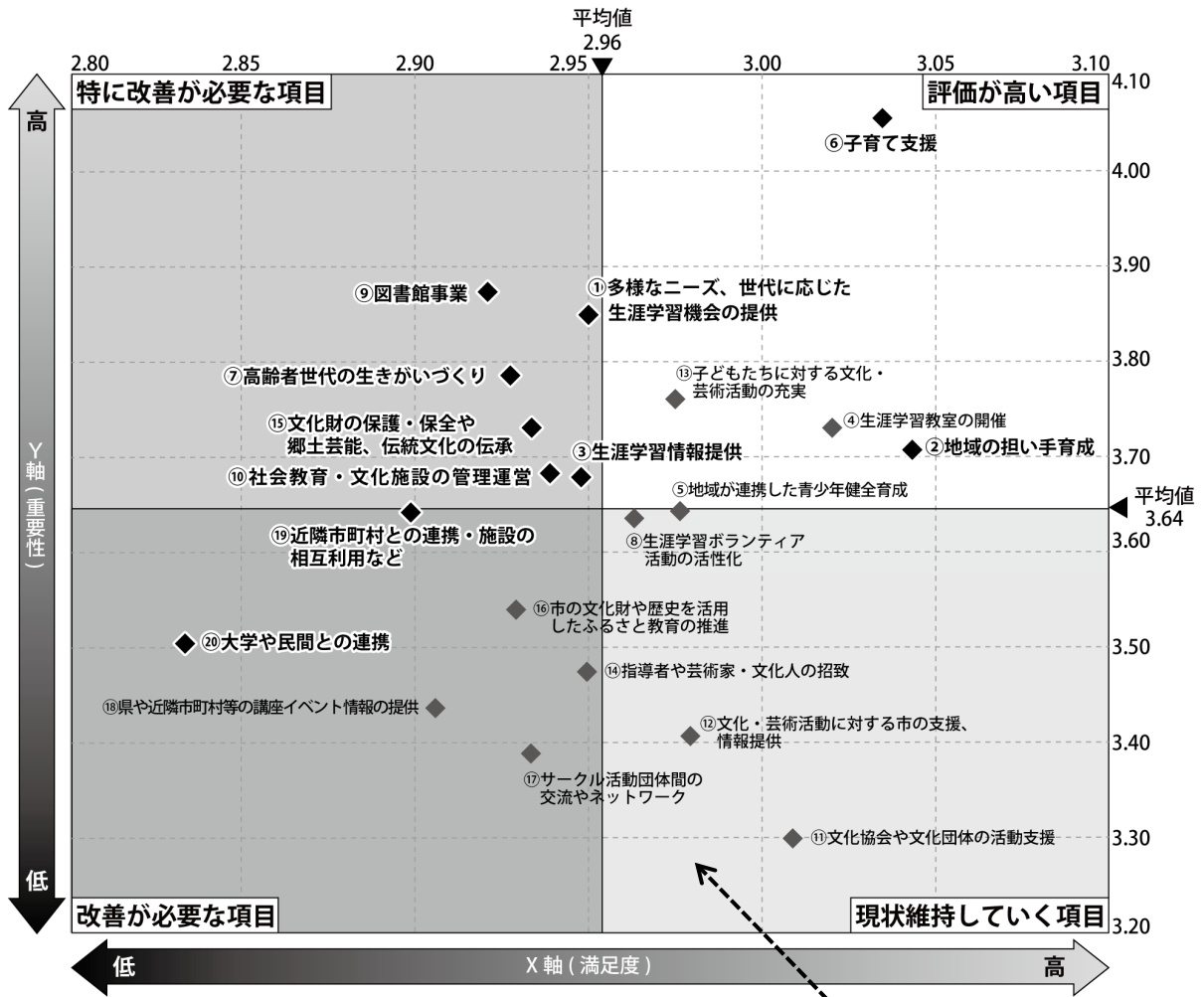
・アンケートでは、市民に共通した設問として、小美玉市の生涯学習活動に関する20項目についての満足度と重要性を調査しました。その結果のCS分析を次ページ以降に掲載しました。

CS分析とは

満足度、重要性の回答を点数化し、満足度を横軸、重要性を縦軸として、点数化した各設問を分布することで、改善する項目と優先順位を明らかにします。

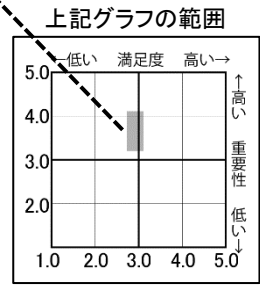
今回の調査結果では、20項目の満足度・重要性の平均値からグラフを作成し、評価が高い項目、改善項目と優先順位を示しています。

小美玉市の生涯学習全般における満足度・重要性について



■主には読書活動や伝統文化の継承に関すること、多様なニーズ・世代に対応した生涯学習の機会が求められています

・生涯学習全般における満足度及び重要性については、全項目の平均値が満足度で 2.96、重要性で 3.64 となっており、満足度の評価が 3.00 を下回っています。



・満足度で見ると、「②地域の担い手育成」(満足度 3.11)、「⑥子育て支援」(満足度 3.09)が高く、本市の生涯学習全般における強みとなっています。

一方で、「⑳大学や民間との連携」(満足度 2.76)、「㉑近隣市町村との連携・施設の相互利用など」(満足度 2.87)の満足度は低くなっています。

・特に改善が必要な項目(重要性が高いにもかかわらず満足度が低い項目)としては、「⑨図書館事業」、「⑦高齢者世代の生きがいづくり」、「⑮文化財の保護・保全や郷土芸能、伝統文化の伝承」、「⑩社会教育・文化施設の管理運営」、「③生涯学習情報提供」、「①多様なニーズ、世代に対応した生涯学習機会の提供」が指摘されており、生涯学習における様々な取組において質の向上が求められています。

(4) 指標の目標値の考え方

指標の「*」は、改定にあたり指標を削除した項目

基本方針 I 生涯学習社会の実現						
主な取組	指標	実績値		目標値		目標値の考え方
		平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度	
基本施策1 生涯学習活動の推進						
自主講座団体育成	自主講座登録団体数	153団体	192団体	160団体	190団体	新型コロナの影響や人口減少等(メンバー及び講師の年齢により活動を停止する団体もあるため)を踏まえ、現状の維持を目指し、≒190団体とする。
出前講座	講座実施回数	9回	0回	15回	15回	新型コロナ禍以前の値に戻すことを目指しつつ、新型コロナの影響や人口減少等を踏まえ、令和4年度目標値を維持する15回とする。
老人クラブ等への支援	事業実施回数	240回	41回	270回	100回	老人クラブ数の減少により、R4はクラブ数(53件)となっている。今後は地区サロン(4件程度)も合わせて研修会への講師派遣を概ね2回程度の計画に修正したため、事業実施回数を300回から100回へ目標値を変更する。
市民への学習情報の提供	*事業実施回数	4件	5件	—	—	情報媒体は、現状あるものについては活用しており、今後も必要に応じて新しいものを活用していくため、改めて指標値の記載はしないこととした。
基本施策2 学習機会の充実						
親子体験事業	講座数	—	5講座	—	9講座	当初は講座の参加者数を指標に設定。人口減少・少子化の影響により人数による指標達成が難しくなると判断し、指標を講座数に変更。当初開設していた講座数に加え、新たに美野里公民館・やすらぎの里各1講座を増やし9講座とした。
ふれあい事業	講座数	—	3講座	—	4講座	当初は講座の参加者数を指標に設定。人口減少・少子化の影響により人数による指標達成が難しくなると判断し、指標を講座数に変更。新型コロナ禍以前の当初(平成28年度)の講座数を維持する4講座とする。
高齢期対象事業	講座数	—	3講座	—	12講座	当初は講座の参加者数を指標に設定。新型コロナの影響や人口減少等の影響により人数による指標達成が難しくなると判断し、指標を講座数に変更。新型コロナ禍以前の当初(平成28年度)の講座数を維持する12講座とする。
自然観察事業	*参加者数	112人	中止	—	—	参加者数を指標に設定していたが、今後も年1回開催を継続させていくこととするため、改めて指標値の記載はしないこととした。
市民講座[定期]	講座数	33講座	26講座	41講座	36講座	新型コロナ禍以前の当初(平成28年度)に戻すことを目指しつつ、重点事業として各地区1講座増を目標とした36講座とする。
市民講座[短期]	講座数	32講座	7講座	37講座	32講座	新型コロナ禍以前の当初(平成28年度)に戻すことを目指し32講座とする。

主な取組	指 標	実績値		目標値		目標値の考え方
		平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度	
基本施策3 学習成果の活用						
作品展の開催	*出展講座数	26 講座	26 講座	—	—	作品づくりをする講座は、ほぼ参加している状況のため、改めて指標値の記載はしないこととした。
人材バンクの登録	登録者数	34人	38人	37人	40人	引き続き10年間で6人増を目指し、40人とする。
基本施策4 各種団体の活動支援と指導者の育成						
指導者の育成	*会議開催回数	2回	1回	—	—	会議開催数を指標に設定していたが、会議は公民館の使用方法に関する内容が主となるため、指標にそぐわないと判断した。また、本文に出前講座に関する記述を行った結果、改めて指標値の記載はしないこととした。
社会教育主事、社会教育指導員の活用	主事・指導員数	4人	4人	5人	6人	引き続き10年間で2人増を目指し、6人とする。
基本施策5 学習環境の整備・充実						
生涯学習施設の管理運営	*施設利用者数	113,759人	58,469人	—	—	施設利用者数を指標に設定していたが、新型コロナの影響や人口減少等により人数による指標達成が難しいこと、また取組の内容に運営体制に関する記述があることから、指標にそぐわないと判断し、改めて指標値の記載はしないこととした。

基本方針Ⅱ 知識の醸成と価値創造の場の充実						
主な取組	指 標	実績値		目標値		目標値の考え方
		平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度	
基本施策1 読書活動の推進						
図書館講座・イベントの開催	講座・イベント開催数	—	15回	—	20回	当初は図書館講座のみ。これまでの実績から各年度1回増程度を目指し、20回とする。
おはなし会	参加者数	601人	787人	700人	800人	令和3年度時点で令和4年度目標値を大幅に達成。今後は少子化により参加者数の減少も見込まれるため、当初計画策定時のままの800人とする。
ブックスタート	配布率	—	96%	—	97%	当初は参加者数を指標に設定。人口減少・少子化の影響により人数による指標達成が難しくなると判断し、指標を配布率に変更。令和3年度実績値から1%増の97%とする。
広報活動	ホームページアクセス数	—	29,887件	—	31,200件	新規事業。これまでの実績から各年度200件以上増を目指し、31,200件とする。
障がい者が利用しやすい資料の整備	蔵書点数	—	624点	—	700点	新規事業。読書バリアフリー法の目指す図書館の実現に向け、各年度10点以上増を目指し、700点とする。
図書館ボランティアの育成	*ボランティアの人数	—	10人	—	—	ボランティアの人数を指標に設定していたが、今後も継続的に増加させていくこととするため、改めて指標値の記載はしないこととした。
地域の読書活動との連携	実施回数	—	10回	—	15回	新規事業。これまでの実績から各年度1回増程度を目指し、15回とする。

主な取組	指 標	実績値		目標値		目標値の考え方
		平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度	
基本施策2 図書館サービス等の充実						
図書館資料の充実	資料貸出数	—	95,715件	—	130,000件	当初はリクエスト数を指標に設定。取組内容を資料の整備・充実と修正したことから、指標を資料貸出数に変更。新型コロナ禍以前の13万～14万台に戻すことを目指しつつ、新型コロナの影響や人口減少等を踏まえ、13万件とする。
レファレンスサービス	*レファレンス数	1,107件	1,254件	—	—	レファレンス数を指標に設定していたが、レファレンス数の増加＝状態の改善ではないことを踏まえ、改めて指標値の記載はしないこととした。
相互貸借サービス	*借受数	328点	—	—	—	借受数を指標に設定していたが、取組内容は相互貸借サービスの対応であり、当然実施していく内容のため、改めて指標値の記載はしないこととした。
WebOPAC サービス	予約件数	—	4,650件	—	5,500件	新規事業。デジタル環境を使用したサービスとして重点的に取り組むことから各年度140件以上増を目指し、5,500件とする。

基本方針Ⅲ 次代を担う青少年の健全育成						
主な取組	指 標	実績値		目標値		目標値の考え方
		平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度	
基本施策1 地域における青少年育成体制の整備促進						
「青少年の健全育成に協力する店」の登録促進	登録件数	25件	28件	30件	35件	令和3年度時点で28件と当初目標(1年度に1件程度増)を若干満たせていないが、今後も引き続き目標達成を目指し、当初計画策定時のままの35件とする。
基本施策2 青少年の体験活動の推進						
子ども議会	*実施数	1回	中止	—	—	年1回の開催の取組のため、改めて指標値の記載はしないこととした。
青少年のボランティア活動支援	活動数	—	6回	—	13回	新規事業。令和3年度実績値の約2倍を目指し、≒13回とする。
子どもの体験イベント	開催数	1回	中止	1回	8回	当初はこどもまつりの開催数を指標に設定。今後は取組内容をこどもまつりに限定せず、様々な体験イベントを対象とすることに変更し、8回とする。
ジュニアリーダー研修会	*実施数	1回	中止	—	—	年1回の開催の取組のため、改めて指標値の記載はしないこととした。
基本施策3 青少年の居場所づくり						
放課後子どもプラン	放課後子どもプラン登録児童数	614人	412人	維持	維持	令和3年度は新型コロナの影響等により登録児童数が減少したが、子どもたちの安全・安心な活動拠点確保のため、当初計画策定時のままの「維持」とする。
市内及び特別巡回パトロール	実施回数	24回	11回	26回	26回	新型コロナ禍以前の当初(平成28年度)に戻すことを目指しつつ、当初から2回増を目標とした26回とする。
基本施策4 家庭における教育力の向上						
家庭教育学級の実施	実施率	93.5%	66.6%	96.8%	100.0%	当初計画策定時のままの考えとし、保育園、幼稚園、小学校の全てで実施を目指した100%とする。

基本方針Ⅳ 文化芸術の創造・発信						
主な取組	指 標	実績値		目標値		目標値の考え方
		平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度	
基本施策1 文化芸術活動の充実						
文化芸術活動の推進体制	市内3館の委員会や文化ボランティアなどの住民参加者数	571人	580人	585人	600人	新型コロナ禍以前の令和元年度実績値597人に戻すことを目指し、≒600人とする。
住民劇団・住民楽団の支援	参加者数	118人	131人	120人	130人	令和3年度時点で令和9年度目標値を達成。今後は新型コロナの影響や人口減少等の影響を踏まえ、現状の維持を目指す、≒130人とする。
音楽を楽しむ事業の推進	出演者と住民スタッフ人数	28人	38人	30人	40人	当初は実演家と舞台人数を指標に設定していたが、審議会にて一般の人からみてもわかりやすい指標にとのご意見を受け、出演者数と住民スタッフ人数に変更。今後は新型コロナの影響や人口減少等の影響を踏まえ、現状の維持を目指す、≒40人とする。
指導者の育成・情報提供	*歴史・文化団体数	5団体	5団体	—	—	歴史・文化団体数を指標に設定していたが、取組内容が活動の充実を図ることとしており、活動団体数の増加が目的ではないため、指標にそぐわないと判断し、改めて指標値の記載はしないこととした。
市文化協会祭事業	市文化協会祭参加者数	2,020人	683人	2,050人	2,080人	令和3年度は新型コロナの影響等により参加者数が減少したが、今後は新型コロナ禍以前に戻すことを目指し、当初計画策定時のまま2,080人とする。
市民文化祭事業	市民文化祭参加者数	6,731人	中止	6,900人	7,000人	令和3年度は新型コロナの影響等により中止となったが、今後は新型コロナ禍以前に戻すことを目指し、当初計画策定時のまま7,000人とする。
基本施策2 文化財の保護と史・資料館の充実						
企画展等の開催及び教育普及事業の実施	開催回数	5回	4回	6回	6回	当初は企画展等と教育普及事業が別の取組だったが、新型コロナ禍による影響で館外活動が難しく、教育普及事業が中止となった経緯があり、今後も指標として評価のしやすいよう、2つの取組を統合した。令和3年度実績値から企画展等1増、教育普及事業1増の6回とする。
史料館報の刊行	*発行数	1回	1回	—	—	年1回の開催の取組のため、改めて指標値の記載はしないこととした。
出土品展の開催	*開催数	1回	1回	—	—	年1回の開催の取組のため、改めて指標値の記載はしないこととした。
基本施策3 市民の文化芸術に触れる機会の充実						
鑑賞事業	3館の入館者、利用者数	195,460人	73,421人	220,000人	225,000人	令和3年度は新型コロナの影響等により入館者数等が減少したが、今後は新型コロナ禍以前に戻すことを目指し、当初計画策定時のまま225,000人とする。
創造事業	実行委員会登録者数	152人	237人	170人	200人	令和3年度時点で令和9年度目標値を達成。今後は新型コロナの影響や人口減少等の影響、また令和5年度に実行委員会の組織見直しを行うことを踏まえ、200人とする。
育成事業	創作団体数	3団体	7団体	4団体	7団体	令和3年度時点で令和9年度目標値(当初5団体)を達成。今後は現状の維持を目指す、7団体とする。

主な取組	指 標	実績値		目標値		目標値の考え方
		平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和9年度	
コスモスプロジェクト	コスモスプロジェクト事業参加者数	1,703人	970人	1,900人	2,100人	令和3年度は新型コロナの影響等により参加者数が減少したが、今後は新型コロナ禍以前に戻すことを目指し、当初計画策定時のままの2,100人とする。
文化講演会	* 来客数	408人	中止	—	—	計画当初は市の予算がついており、著名人の講演会を実施していたが、令和2年度より予算廃止となった。その代わりに、「小美玉市子ども会育成連合会」と「青少年を育てる小美玉市民の会」で開催している「教育講演会」を記載。年1回開催を目標とするため、改めて指標値の記載はしないこととした。
中学校支援事業	* 職場体験参加者数	15人	中止	—	—	職場体験参加者数を指標に設定していたが、少子化の影響により人数による指標達成が難しくなると判断し、改めて指標値の記載はしないこととした。
学校芸術鑑賞事業・学校アクティビティ事業	* 学校アクティビティ事業実施回数	54回	20回	—	—	学校アクティビティ事業実施回数を指標に設定していたが、回数は学級数によるもののため、今後の少子化の影響を踏まえ、改めて指標値の記載はしないこととした。
地域アクティビティ事業	実施回数	18回	3回	20回	10回	当初より予算が減少し、プロのアーティストを地域に派遣することが難しいことから、今後は地域交流に主眼を置いた事業となるため、実施回数を減らし10回とする。
劇場デビュー事業	入場者数	1,279人	707人	1,300人	1,000人	新型コロナ禍以前の値に戻すことを目指しつつ、新型コロナの影響や人口減少等を踏まえ、令和3年度実績値の約300人増を目標とした1,000人とする。
優れた文化芸術に触れる機会の充実	自主事業における来館者の満足度	—	—	55%	60%	新規事業。住民のニーズを自主事業実施時アンケートによる数値の平均により分析し、それぞれの創造事業が、多世代、多様な住民の満足度を高めていくことを目指す。
魅力的な劇場づくり	施設の参画・参加者の推奨・参加・感謝の修正 NPS	—	—	—	50点	新規事業。年度当初アンケート⇒年度末アンケートによる数値の平均により、文化ホールにおける創造活動を推奨、参画、感謝の意欲の視点で分析し、住民の参画意欲の高揚を目指す。
サポーター事業	各サポーターの住民参画者数	212人	233人	230人	250人	令和3年度時点で令和4年度目標値を達成。今後も引き続き目標達成を目指し、当初計画策定時のままの250人とする。
小美玉市まるごと文化ホール計画推進事業	3館大ホール稼働率の平均値	78.8%	64.7%	79.0%	79.2%	令和3年度は新型コロナの影響等により稼働率が減少したが、今後は新型コロナ禍以前に戻すことを目指し、当初計画策定時のままの79.2%とする。

小美玉市生涯学習推進計画(改定版)

発行 令和5年3月
発行者 小美玉市文化スポーツ振興部 生涯学習課
〒311-3492 茨城県小美玉市小川4番地11
TEL: 0299-48-1111
<http://www.city.omitama.lg.jp/>



小美玉市